

5)その他の市民利用施設

調査区域のその他の市民利用施設は、表 3.2-19 及び図 3.2-18 に示すとおりです。

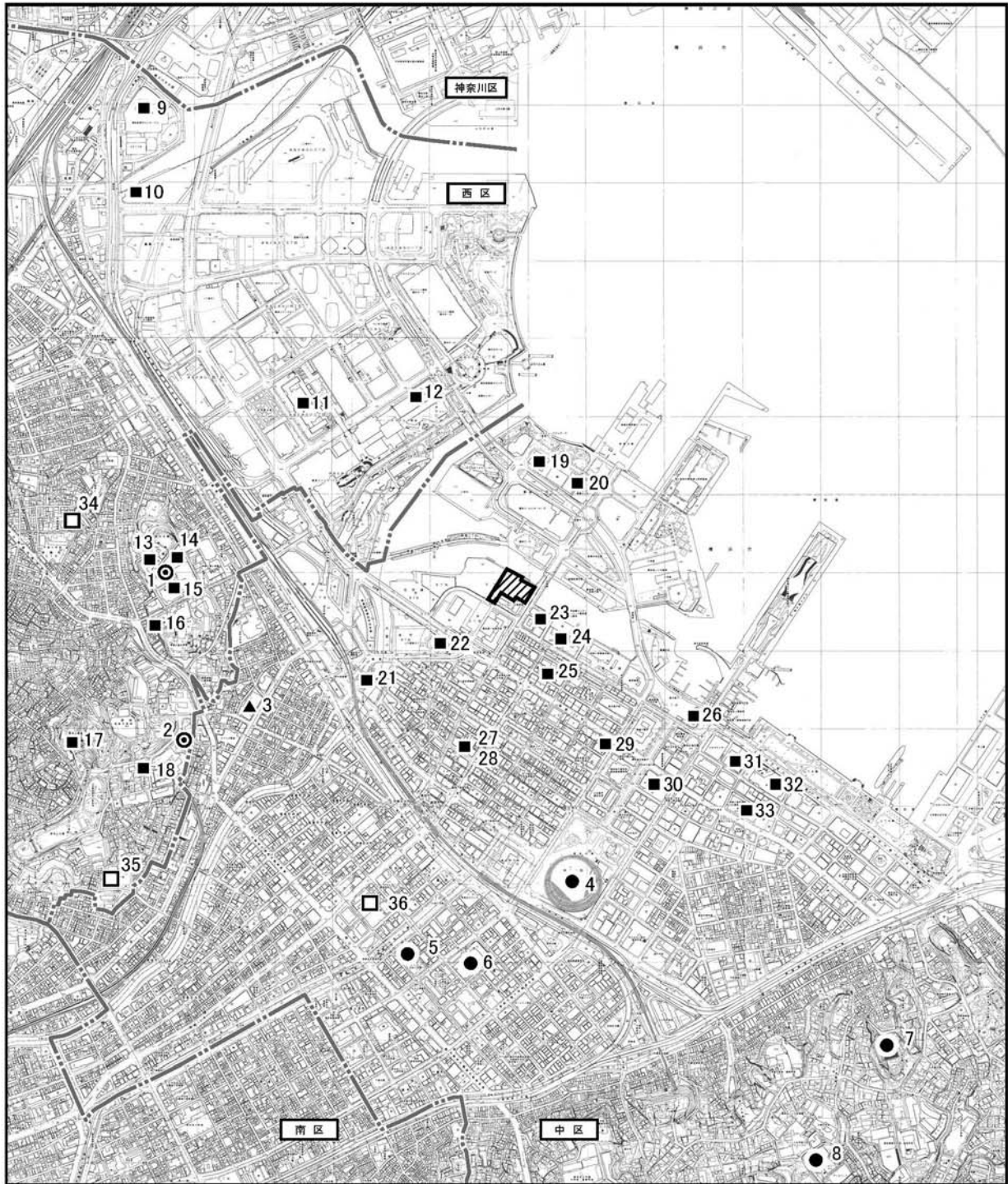
表 3.2-19 その他の市民利用施設

施設	区	No.	名称	
図書館	西区	1	神奈川県立図書館	
		2	横浜市立中央図書館	
地区センター	中区	3	野毛地区センター	
スポーツ施設	中区	4	横浜スタジアム	
		5	日ノ出川公園テニスコート	
		6	横浜文化体育館	
		7	元町公園弓道場	
文化施設	西区	8	山手公園テニスコート	
		9	そごう美術館	
		10	原鉄道模型博物館	
		11	横浜美術館	
		12	横浜みなとみらいホール	
		13	横浜能楽堂	
		14	県立音楽堂	
		15	県立青少年センター	
		16	横浜市教育会館	
		17	野毛山動物園	
		18	青少年交流センター	
		中区	19	カップヌードルミュージアム
			20	海外移住資料館
			21	横浜市市民活動支援センター
			22	ヨコハマ創造都市センター
			23	万国橋会議センター
			24	BankART StudioNYK
			25	神奈川県中小企業共済会館
	26		波止場会館	
	27		横浜市青少年育成センター	
	28		関内ホール	
	29		横浜市開港記念会館	
	30		横浜情報文化センター	
	31		産業貿易センター	
	32		県民ホール	
	33		KAAT 神奈川芸術劇場	
	コミュニティハウス	西区	34	戸部コミュニティハウス
			35	東小学校コミュニティハウス
		中区	36	横浜吉田中学校コミュニティハウス

注)表中の No.は図 3.2-18 に対応します。

資料：「国土数値情報」(国土交通省、平成 27 年 10 月調べ)

「横浜市暮らしのガイド」(横浜市市民局広報課、平成 27 年 10 月調べ)

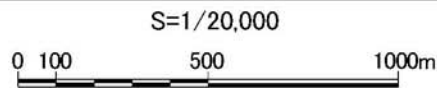


凡例

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 対象事業実施区域 |  | スポーツ施設 |
|  | 図書館 |  | 文化施設 |
|  | 地区センター |  | コミュニティハウス |

注) 図中のNo. は表3.2-19に対応します。
 資料: 「国土数値情報」(国土交通省、平成27年10月調べ)
 「横浜市暮らしのガイド」(横浜市市民局広報課、平成27年10月調べ)

図3.2-18 対象事業実施区域周辺の
 主な市民利用施設



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

6)公園・緑地等

調査区域の主な公園・緑地は、表 3.2-20(1)～(2)及び図 3.2-19 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺には、対象事業実施区域の北から東側にかけて港湾緑地である
 自動車道、運河パーク、新港中央広場、赤レンガパークなどが分布しています。

表 3.2-20(1) 主な公園・緑地

地区名称	No.	種別名称	公園名	面積 (㎡)	
神奈川区	1	近隣公園	ポートサイド公園	16,487	
	2	街区公園	金港公園	422	
西区	3	近隣公園	高島水際線公園	13,515	
	4		高島中央公園	13,962	
	5		グランモール公園	23,102	
	6		掃部山公園	24,727	
	7	港湾緑地	臨港パーク	78,967	
	8		国際交流ゾーン	49,875	
	9		日本丸メモリアルパーク	38,780	
	10	総合公園	野毛山公園	90,793	
	11	街区公園	御所山公園	2,520	
	12		御所山第二公園	687	
	13		宮崎町公園	554	
	中区	14	近隣公園	山手イタリア山庭園	13,286
		15		元町公園	23,389
16		山手公園		27,753	
17		港湾緑地	新港パーク	21,602	
18			自動車道	9,554	
19			運河パーク	10,689	
20			新港中央広場	10,811	
21			赤レンガパーク	57,009	
22			象の鼻パーク	33,411	
23			山下臨港線プロムナード	2,760	
24			山下埠頭 B 緑地	4,584	
25			山下埠頭 A 緑地		
26			山下埠頭 C 緑地		
27		総合公園	横浜公園	63,787	
28		地区公園	大通り公園	35,718	
29		風致公園	山下公園	74,121	
30			アメリカ山公園	5,519	
31			港の見える丘公園	57,765	
32			街区公園	北仲通北第一公園	534
33		北仲通北第二公園		1,262	
34		北仲通北第三公園		518	
35		野毛三丁目公園		355	
36		福富町西		2,634	
37		開港広場		2,479	
38		子の前公園		278	
39		山吹公園		2,713	
40		日の出側公園		4,654	
41		扇町公園		3,140	
42		千歳公園		2,310	
43		寿公園	763		

表 3.2-20(2) 主な公園・緑地

地区名称	No.	種別名称	公園名	面積 (m ²)
中区	44	街区公園	吉浜町公園	3,066
	45		山下町風の広場	126
	46		山下町公園	1,331
	47		元町百段公園	750
	48		石川町五丁目公園	484
	49		牛坂下公園	1,006
	50		キリン園	1,061
	51		富士見川公園	2,498
南区	52	近隣公園	阪東橋公園	11,203
	53	街区公園	真金町公園	999
	54		中居公園	1,696
	55		東橋公園	673

注)表中の No.は図 3.2-19 に対応します。

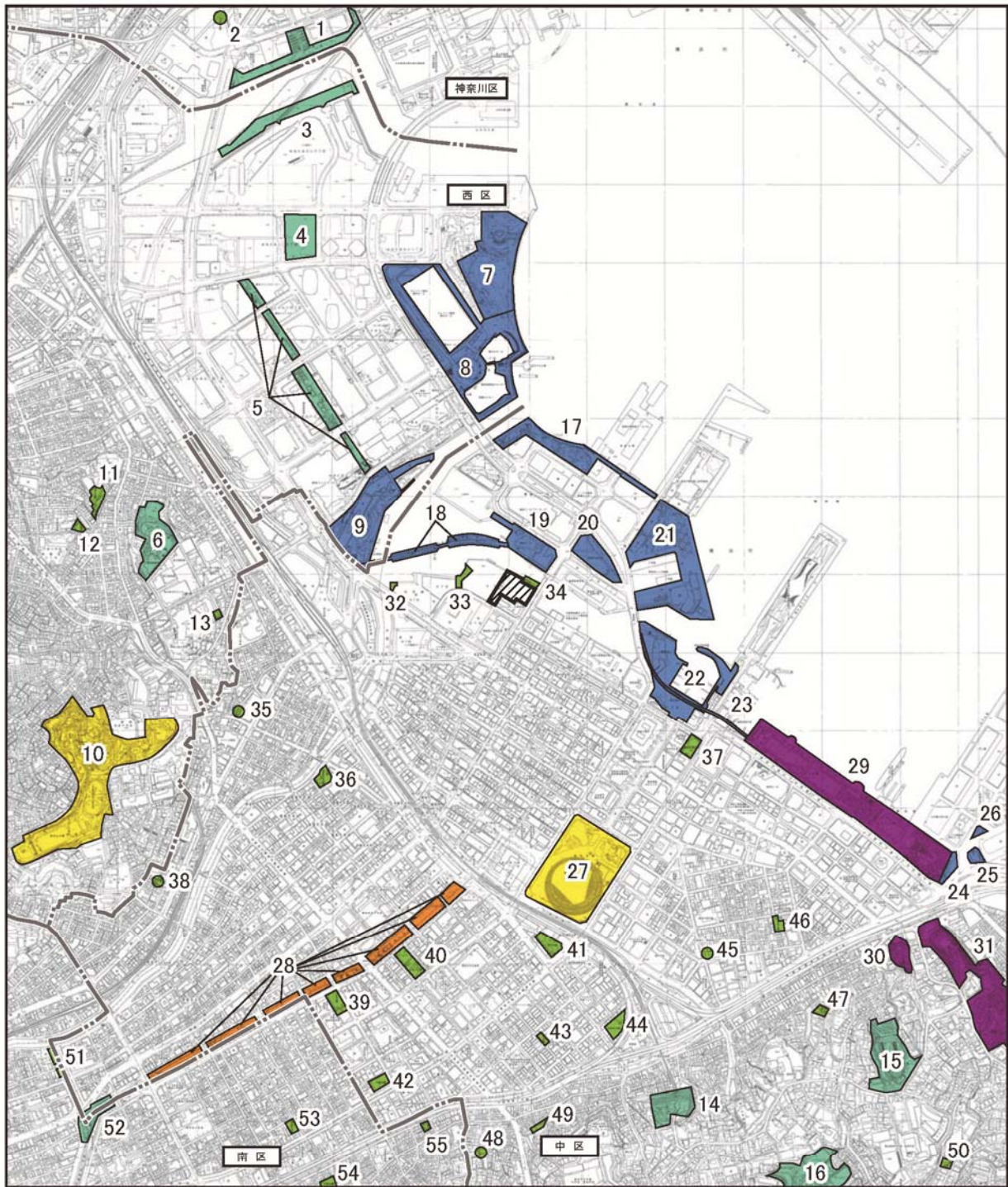
資料：「横浜市公園緑地配置図（平成 23 年 8 月 5 日現在）」

（横浜市環境創造局みどりアップ推進部、平成 24 年 6 月）





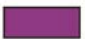


「横浜市港湾施設仕様条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示(昭和 43 年 5 月 1 日)」

（横浜市総務局ホームページ、平成 27 年 10 月調べ）

「横浜市の都市公園データ集」（横浜市環境創造局ホームページ、平成 27 年 10 月調べ）



凡例

- | | | | | | |
|---|----------|---|------|---|------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 近隣公園 |  | 地区公園 |
| | |  | 港湾緑地 |  | 風致公園 |
| | |  | 総合公園 |  | 街区公園 |

注) 図中のNo.は表3.2-20(1)~(2)に対応します。

資料:「横浜市公園緑地配置図(平成23年8月5日現在)」(横浜市環境創造局みどりアップ推進部、平成24年6月)

「横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示」(横浜市港湾局ホームページ、平成27年10月調べ)

「横浜市の都市公園データ集」(横浜市環境創造局ホームページ、平成27年10月調べ)

図3.2-19 対象事業実施区域周辺の
公園・緑地の分布図

S=1/20,000

0 100 500 1000m



この地図の作成に当たっては、横浜市発行の1/2500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

3.2.9 文化財等の状況

1)指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 3.2-21(1)～(2)及び図 3.2-20 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域北西側に港一号橋梁、港二号橋梁、港三号橋梁及び旧臨港線護岸といった建造物が分布しています。

表 3.2-21(1) 指定・登録文化財等の状況

No.	所在地	種類	名称	備考 (指定・登録・年月日)
1	みなとみらい 二丁目 2-1	建造物	旧横浜船渠株式会社 第2号船渠（ドック）	平成9年国指定 平成元年認定
2	みなとみらい 二丁目 7-10	建造物	旧横浜船渠株式会社 第1号船渠（ドック）	平成12年国指定
3	紅葉ヶ丘 27-2	建造物	旧染井能舞台	平成8年市指定
4	紅葉ヶ丘 57	史跡	井伊掃部頭ゆかりの地	平成5年市地域文化財
5	紅葉ヶ丘 9-1	史跡	神奈川奉行所跡（戸部役所）	平成6年市地域文化財
6	老松町 20-1	史跡	近代水道発祥の地（日本最初の貯水場跡）	平成9年市地域文化財
7	桜木町一丁目・ 新港二丁目	建造物	港一号橋梁	平成9年認定
8	新港二丁目	建造物	港二号橋梁	平成9年認定
9	新港三丁目	建造物	港三号橋梁	平成9年認定
10	新港二丁目	建造物	旧臨港線護岸	平成9年認定
11	花咲町三丁目 86-1	史跡	日本最初のガス会社跡	平成8年市地域文化財
12	新港一丁目 1	建造物	赤レンガ倉庫	平成14年認定
13	新港一丁目～ 海岸通一丁目	建造物	新港橋梁	平成14年認定
14	海岸通 1-1	建造物	横浜税関本館庁舎	平成13年認定
15	北仲通 5-57	建造物	横浜第2合同庁舎 （旧生糸検査所）	平成2年認定
16	山手町 111-2	建造物	山手 111 番館	平成11年市指定
17	弁天通 5-70	建造物	日本興亜馬車道ビル	平成元年認定
18	尾上町 6-85	建造物	横浜指路教会	平成元年認定
19	伊勢佐木町 1-12-1	史跡	吉田橋関門跡	平成5年市地域文化財
20	本町 1-3	建造物	綜通横浜ビル（旧本町旭ビル）	平成5年認定
21	日本大通 1	建造物	神奈川県庁本庁舎	平成8年国登録
22	日本大通 3	建造物・ 史跡	横浜開港資料館及び旧門番所 玉楠（日米和親条約締結の地に残るタブノキ）	平成12年市指定 昭和63年市地域文化財
23	日本大通 3	建造物	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	平成10年国登録
24	山下町 1	史跡	英1番館跡	平成7年市地域文化財
25	本町 1-6	建造物・ 史跡	横浜市開港記念会館 横浜町会所跡	平成元年国指定 平成12年市地域文化財
26	日本大通 2	史跡	神奈川運上所跡	平成6年市地域文化財
27	日本大通 9	建造物	横浜地方・簡易裁判所（旧横浜地方裁判所）	平成11年認定
28	日本大通 11	建造物	横浜情報文化センター（旧横浜商工奨励館）	平成11年認定
29	日本大通 12	建造物	旧横浜市外電話局	平成12年認定
30	日本大通 8	建造物	横浜海岸教会	平成元年認定
31	山下町 54	建造物	旧横浜居留地 48 番館	平成13年県指定
32	山下町 91	建造物	旧横浜居留地 91 番地塀	平成13年市地域文化財
33	山下町 7-1	建造物	旧英国 7 番館（戸田平和記念館）	平成13年認定
34	山下町 10	建造物	ホテルニュージャパン本館	平成4年認定
35	山下町 80	史跡	横浜天主堂跡	平成13年市地域文化財
36	山下町 37-7	史跡	ヘボン邸跡	平成8年市地域文化財

表 3.2-21(2) 指定・登録文化財等の状況

No.	所在地	種類	名称	備考 (指定・登録・年月日)
37	山下町 241	建造物	市立港中学校門柱 (旧花園橋親柱)	平成 11 年国登録
38	元町 1-77-4	建造物	ジェラール水屋敷地下貯水槽	平成 13 年国登録
39	山手町 236	建造物	山手資料館	平成 11 年認定
40	山手町 115-3	建造物	横浜市イギリス館	平成 2 年市指定
41	山手町 76	建造物	山手 76 番館	平成 13 年認定
42	山手町 72-5	建造物	岡田邸	平成 11 年認定
43	山手町 72-5	建造物	ベーリックホール	平成 13 年認定
44	元町 1 元町公園内	建造物	エリスマン邸	平成 6 年認定
45	山手町 234-1	建造物	山手 234 番館	平成 11 年認定
46	山手町 235	建造物	横浜山手聖公会	平成 2 年認定
47	諏訪町 31	史跡	ビール製造発祥の地	平成 9 年市地域文化財
48	山手町 68-D	建造物	BEATTY 邸	平成 6 年認定
49	山手町 69	建造物	宇田川邸	平成 6 年認定
50	山手町 69-8	建造物	石橋邸	平成 3 年認定
51	山手町 69-10	建造物	松原邸	平成 6 年認定
52	山手町 45-2	建造物	カトリック横浜司教館別館	平成 7 年認定
53	山手町 44	建造物	カトリック横浜司教館	平成 7 年認定
54	山手町 33	建造物	カトリック山手教会聖堂	平成元年認定
55	山手町 230 の一部	史跡	日本最初の様式公園 (山手公園)	平成 8 年市地域文化財
56	麦田町 1-17~ 石川町 1-39	建造物	山手隧道	平成 13 年認定
57	山手町 16 山手イタ リア山庭園内	建造物	ブラフ 18 番館	平成 6 年認定
58	山手町 16	建造物	旧内田家住宅	平成 9 年国指定
59	山手町 214	建造物	山手 214 番館	平成 6 年市指定
60	山手町 211-1	建造物	横浜共立学園本校舎	昭和 63 年市指定
61	真金町 1-3 大鷲神社	無形民俗	酉の市	平成 3 年市地域文化財

注)表中の No.は図 3.2-20 に対応します。

資料:「横浜市文化財地図」(横浜市教育委員会、平成 16 年 3 月)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財(平成 26 年 11 月 5 日現在)」

(横浜市教育委員会、平成 27 年 10 月調べ)

2)周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.2-22 及び図 3.2-20 に示すとおりです。

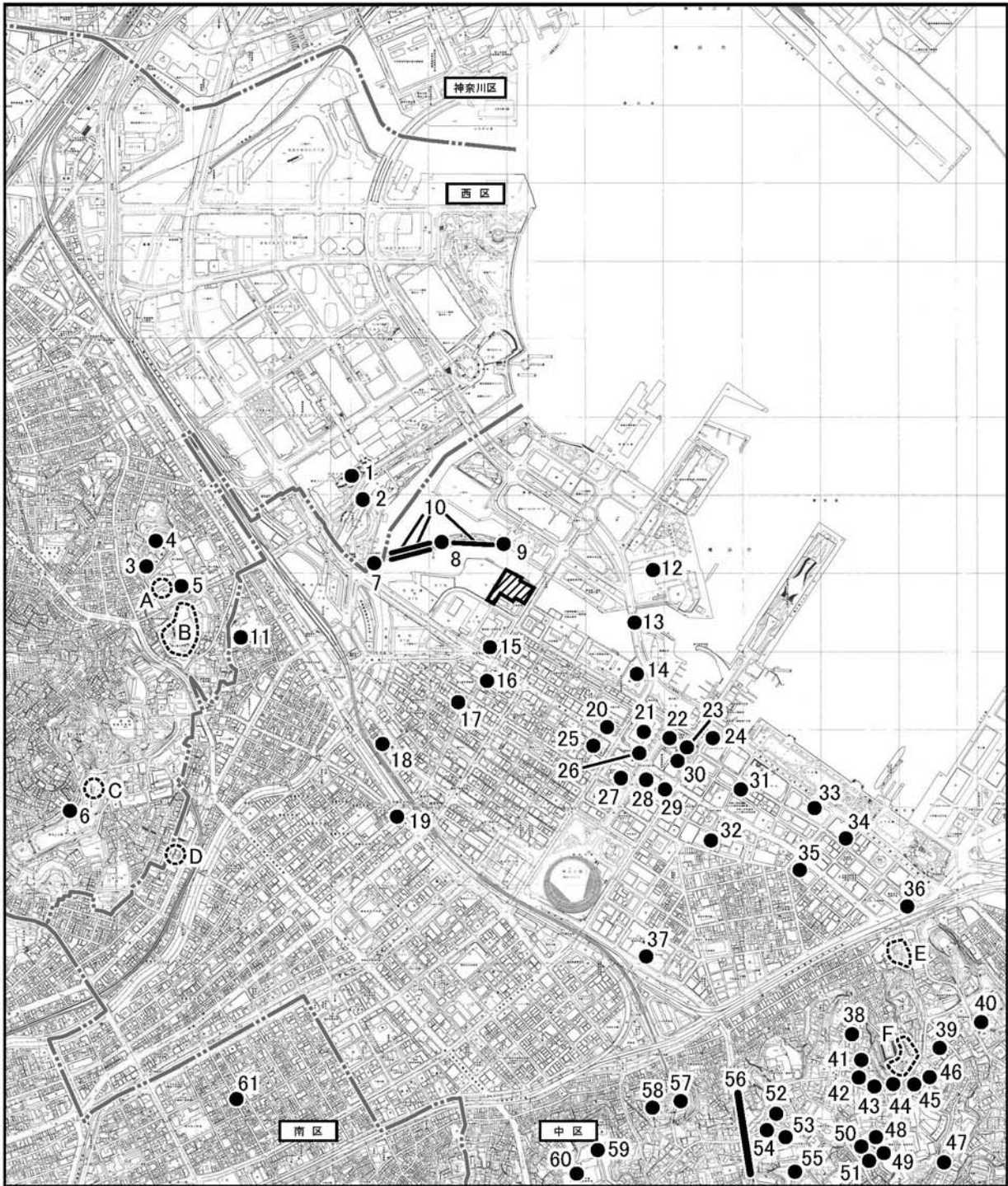
対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域西方に 4 箇所の埋蔵文化財包蔵地（集落跡、貝塚、散布地、古墳）の記録があります。

表 3.2-22 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	遺跡名・内容
A	紅葉ヶ丘 9-1	集落跡	宅地	台地上	縄文・弥生	横浜市西区 No-15 遺跡、平成 15 年調査、住居跡（弥生）
B	宮崎町 64 付近	貝塚	神社	台地斜面	縄文（後期）	伊勢山貝塚、伊勢山皇大神宮裏、大部分破壊
C	老松町 21 付近	散布地	宅地	台地上	縄文	横浜市水道局野毛山配水池付近、破壊
D	日ノ出町一丁目 83 付近	古墳	宅地	斜面	古墳	横浜太田古墳、破壊
E	山手町 97 付近	貝塚	荒地・崖	台地上・斜面	縄文（中期）	元町貝塚
F	山手町 77 付近	貝塚	墓地・公園	台地上・斜面	縄文（中・後期）	山手貝塚、外国人墓地及び元町公園敷地内

注)表中の No.は図 3.2-20 に対応します。

資料：「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会、平成 16 年 3 月）



凡例

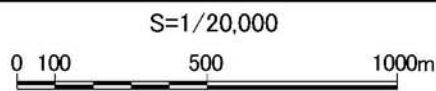
- 対象事業実施区域
- 指定・登録文化財
- 埋蔵文化財包蔵地

注) 図中のNo. は表3.2-21及び3.2-22に対応します。

資料: 「横浜市文化財地図」(横浜市教育委員会、平成16年3月)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財(平成26年11月5日現在)」(横浜市教育委員会、平成27年10月調べ)

図3.2-20 文化財等の状況



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

3.2.10 公害等の状況

1)公害苦情の発生状況

調査対象地域における平成 26 年度の公害苦情の発生状況は、表 3.2-23 に示すとおりです。

横浜市における公害苦情総数は 1,338 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 473 件、大気汚染の 312 件、悪臭の 294 件となっています。

対象事業実施区域のある中区における公害苦情総数は 69 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 40 件となっています。隣接区である西区、南区、神奈川区においても、騒音に関する苦情が多くなっています。

表 3.2-23 公害苦情の発生状況件数（平成 26 年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,338	312	96	1	473	160	1	294	1
中区	69	9	1	-	40	5	-	14	-
神奈川区	107	23	7	-	36	16	1	24	-
西区	34	7	-	-	17	6	-	4	-
南区	76	17	1	-	37	4	-	17	-

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、平成 27 年 10 月調べ）

2)大気汚染の状況

調査区域における一般環境大気測定局（神奈川区総合庁舎、西区平沼小学校）及び自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）の位置は、図 3.2-21 に示すとおりです。各測定局の測定結果は、表 3.2-24(1)～(3)に示すとおりです。

各対象物質に対する平成22年度から平成27年度までの期間の環境基準の適合状況は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、一酸化炭素については全てが適合*していました。光化学オキシダントについては全て不適合*でした。

微小粒子状物質(PM2.5)は、平成24年度から自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）、平成25年12月から一般大気測定局（神奈川区総合庁舎）、平成27年4月から一般大気測定局（西区平沼小学校）でも測定が開始されており、神奈川区総合庁舎は平成26年度から、西区平沼小学校では平成27年度から評価対象になっています。なお、平成27年度における適合状況は、神奈川区総合庁舎及び西区平沼小学校は適合していますが、西区浅間下交差点は不適合でした。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域北西側約2,100mの西区平沼小学校となります。

※環境基準の適合条件について

測定局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかどうかについては、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、以下に示す条件で評価されています。

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が1年間で2%(7日 ^{注1)})以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化硫黄 (SO ₂)		日平均値が 0.04ppm を超えた日数が1年間で2%(7日 ^{注1)})以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)		日平均値が 10ppm を超えた日数が1年間で2%(7日 ^{注1)})以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が1年間で2%(7日 ^{注2)})以内であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値の評価と98%値評価の併用	年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35µg/m ³ を超えた日数が1年間で2%(7日 ^{注2)})以内であること。
光化学オキシダント (OX)	—	1年間の昼間(5時～20時)のすべての1時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	—	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注1) 2%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素は、有効測定日数が325日以上ある場合、許容日数は7日となります。

注2) 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が326日以上ある場合、許容日数は7日となります。

資料：環境基準適合状況（横浜市環境監視センターホームページ、平成27年10月調べ）

表 3.2-24(1) 一般環境大気測定局（神奈川区総合庁舎）の経年変化

項目		年度（平成）							
		22	23	24	25	26	27		
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.019	0.017	0.019	0.018	0.018	0.019	
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.038	0.035	0.040	0.037	0.036	0.042	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	
	98% 値評価	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
		適合：○・不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.024	0.025	0.023	0.026	0.022	0.019	
	日平均値の 2% 除外値	mg/m ³	0.056	0.051	0.053	0.067	0.058	0.043	
	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	1	0	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
		適合：○・不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	/	/	/	/	15.2	14.1	
	日平均値の年間 98% 値	μg/m ³	/	/	/	/	37.8	32.2	
	日平均値が 35 μg/m ³ を越えた日数	日	/	/	/	/	10	5	
	適合：○・不適合：×	—	/	/	/	/	×	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.003	
	日平均値の 2% 除外値	ppm	0.012	0.011	0.009	0.009	0.008	0.007	
	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	○	
オキシ化シヤダント	昼間の年平均値	ppm	0.026	0.024	0.025	0.028	0.028	0.028	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	時間	319	217	251	418	365	332	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	3	0	2	6	2	3	
	適合：○・不適合：×	—	×	×	×	×	×	×	
キダインオ類	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m ³	0.025	—	—	0.024	—	—	
	適合：○・不適合：×	—	○	—	—	○	—	—	

資料：環境基準適合状況（横浜市環境監視センターホームページ、平成 28 年 8 月調べ）

表 3.2-24(2) 一般環境大気測定局（西区平沼小学校）の経年変化

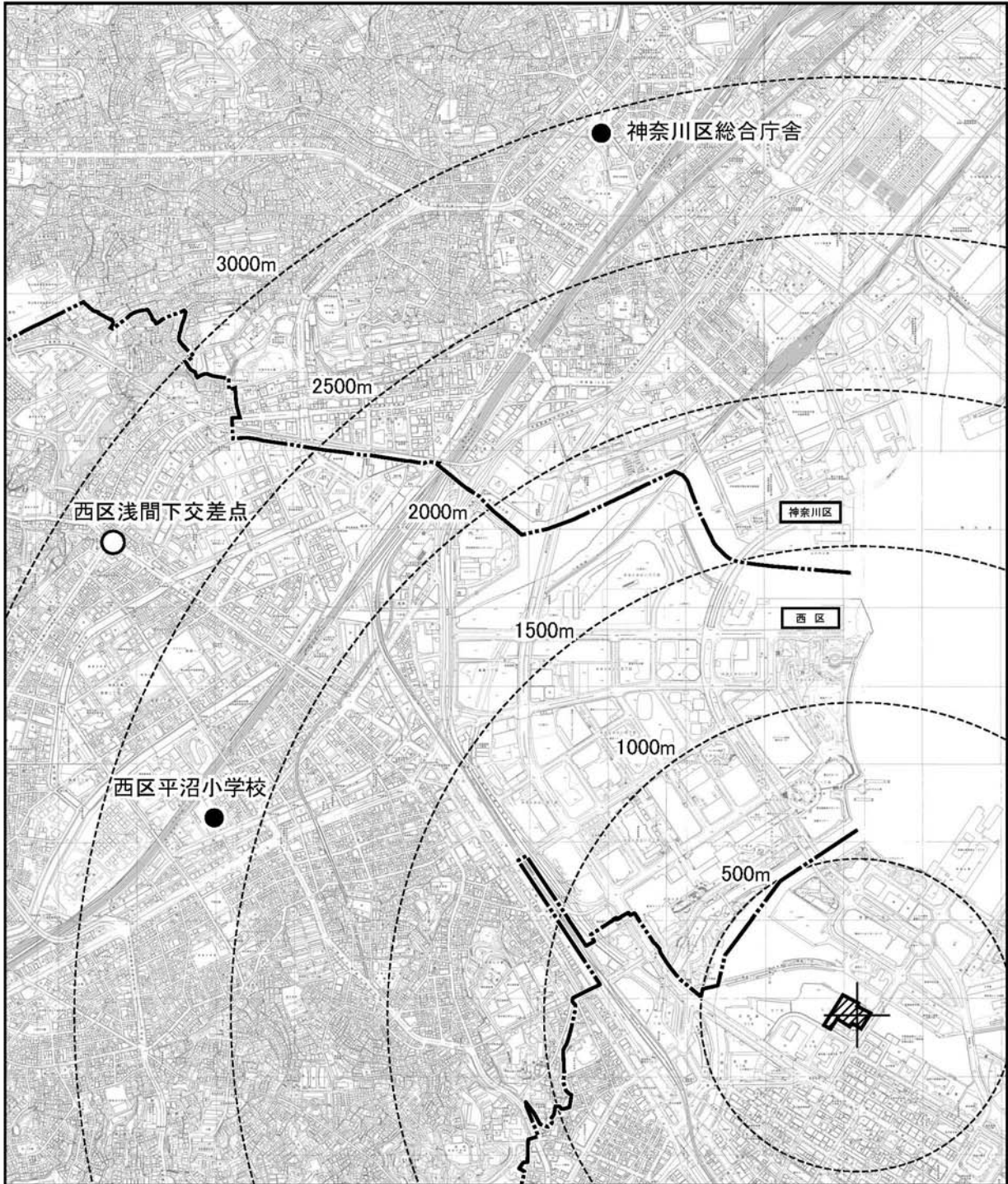
項目		年度（平成）							
		22	23	24	25	26	27		
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.021	0.020	0.021	0.018	0.018	0.019	
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.044	0.044	0.045	0.036	0.038	0.041	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	
	98%値評価	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
		適合：○・不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.028	0.027	0.023	0.027	0.027	0.026	
	日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.069	0.059	0.056	0.066	0.067	0.056	
	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	1	1	0	0	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	1	0	0	1	0	1
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
		適合：○・不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	/	/	/	/	/	13.6	
	日平均値の年間 98%値	μg/m ³	/	/	/	/	/	31.2	
	日平均値が 35 μg/m ³ を越えた日数	日	/	/	/	/	/	3	
	適合：○・不適合：×	—	/	/	/	/	/	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	
	日平均値の 2%除外値	ppm	0.008	0.009	0.008	0.005	0.005	0.004	
	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
適合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	○	
オキシダント	昼間の年平均値	ppm	0.028	0.025	0.028	0.032	0.029	0.029	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	時間	362	245	289	447	397	359	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	5	1	2	7	2	2	
	適合：○・不適合：×	—	×	×	×	×	×	×	
キダシイノオ類	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m ³	—	—	0.018	—	—	0.019	
	適合：○・不適合：×	—	—	—	○	—	—	○	

資料：環境基準適合状況（横浜市環境監視センターホームページ、平成 28 年 8 月調べ）




表 3.2-24(3) 自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）の経年変化

項目		年度（平成）		22	23	24	25	26	27	
二酸化窒素	年平均値		ppm	0.030	0.031	0.028	0.027	0.026	0.025	
	日平均値の年間 98% 値		ppm	0.048	0.049	0.047	0.043	0.041	0.042	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数		日	2	0	0	0	0	0	
	98% 値評価	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数		日	0	0	0	0	0	0
		適 合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	年平均値		mg/m ³	0.026	0.027	0.025	0.027	0.027	0.025	
	日平均値の 2% 除外値		mg/m ³	0.066	0.057	0.057	0.069	0.064	0.055	
	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数		時間	1	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数		日	1	0	0	1	0	1
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		—	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を超えた日数		日	0	0	0	0	0	0
		適 合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	年平均値		μg/m ³	/	/	15.2	16.9	16.4	15.2	
	日平均値の年間 98% 値		μg/m ³	/	/	33	45.8	40.8	34.6	
	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数		日	/	/	5	20	11	5	
	適 合：○・不適合：×		—	/	/	×	×	×	×	
一酸化炭素	年平均値		ppm	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	
	日平均値の 2% 除外値		ppm	1.3	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3	
	短期的評価	8 時間値が 20ppm を超えた回数		回	0	0	0	0	0	0
		日平均値が 10ppm を超えた日数		日	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		—	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による 10ppm を超えた日数		日	0	0	0	0	0	0
適 合：○・不適合：×		—	○	○	○	○	○	○		

資料：環境基準適合状況（横浜市環境監視センターホームページ、平成 28 年 8 月調べ）



凡例

-  対象事業実施区域
-  一般環境大気測定局
-  自動車排出ガス測定局

資料:「大気汚染の測定内容」(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ、平成27年10月調べ)

図3.2-21 大気汚染測定局位置図

S=1/20,000
0 100 500 1000m



3)水質汚濁の状況

横浜市における公共用水域水質測定地点は、図 3.2-22 に示すとおりです。調査区域には、測定地点が存在しません。

対象事業実施区域に最も近い測定地点は、河川では大岡川清水橋、海域では東京湾横浜港内です。各測定地点の測定結果は、表 3.2-25(1)~(2)に示すとおりです。

河川における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、大腸菌群数を除いた項目で環境基準に適合しています。

海域における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、平成 21 年度の全窒素を除いた項目で環境基準に適合しています。

表 3.2-25(1) 公共用水域水質測定結果（河川：大岡川清水橋）

項目	単位	地点	大岡川清水橋					環境基準
		年度 (平成)	21	22	23	24	25	
水素イオン 濃度指数 (pH)	—	結果	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	6.5 以上 8.5 以下
		判定	○	○	○	○	○	
生物化学的 酸素要求量 (BOD)[75%値]	mg/L	結果	1.6	1.8	1.9	1.7	2.3	3mg/L 以下
		判定	○	○	○	○	○	
浮遊物質 (SS)	mg/L	結果	3	7	4	3	4	25mg/L 以下
		判定	○	○	○	○	○	
溶存酸素 (DO)	mg/L	結果	6.9	7.8	7.8	7.6	7.5	5mg/L 以上
		判定	○	○	○	○	○	
大腸菌群数	MPN /100mL	結果	1.3E+05	1.2E+05	2.1E+04	3.3E+04	1.2E+05	5,000MPN /100mL 以下
		判定	—※	—※	—※	—※	—※	

注 1) 大岡川清水橋の環境基準は B 類型の値です。

注 2) 各項目の結果は平均値を示します。BOD は、75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。

注 3) 環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合

※ただし、大岡川では、大腸菌群数に係る基準値は、当分の間適用しない。

(平成 12 年 10 月 31 日神奈川県告示第 702 号)

資料：「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（神奈川県、各年度）

表 3.2-25(2) 公共用水域水質測定結果（海域：東京湾横浜港内）

項目	単位	地点	東京湾横浜港内（上層）					環境基準 (C 類型及び IV 類型)
		年度 (平成)	21	22	23	24	25	
水素イオン 濃度指数 (pH)	—	結果	8.3	8.3	8.4	8.3	8.3	7.0 以上 8.3 以下
		判定	○	○	○	○	○	
化学的 酸素要求量 (COD) [75% 値]	mg/L	結果	4.4	3.8	4.0	3.8	3.7	8mg/L 以下
		判定	○	○	○	○	○	
溶存酸素 (DO)	mg/L	結果	8.6	10.7	10.6	9.6	10.0	2mg/L 以上
		判定	○	○	○	○	○	
全磷	mg/L	結果	0.089	0.072	0.067	0.079	0.058	0.09mg/L 以 下
		判定	○	○	○	○	○	
全窒素	mg/L	結果	1.1	0.86	0.93	0.93	0.73	1mg/L 以下
		判定	×	○	○	○	○	

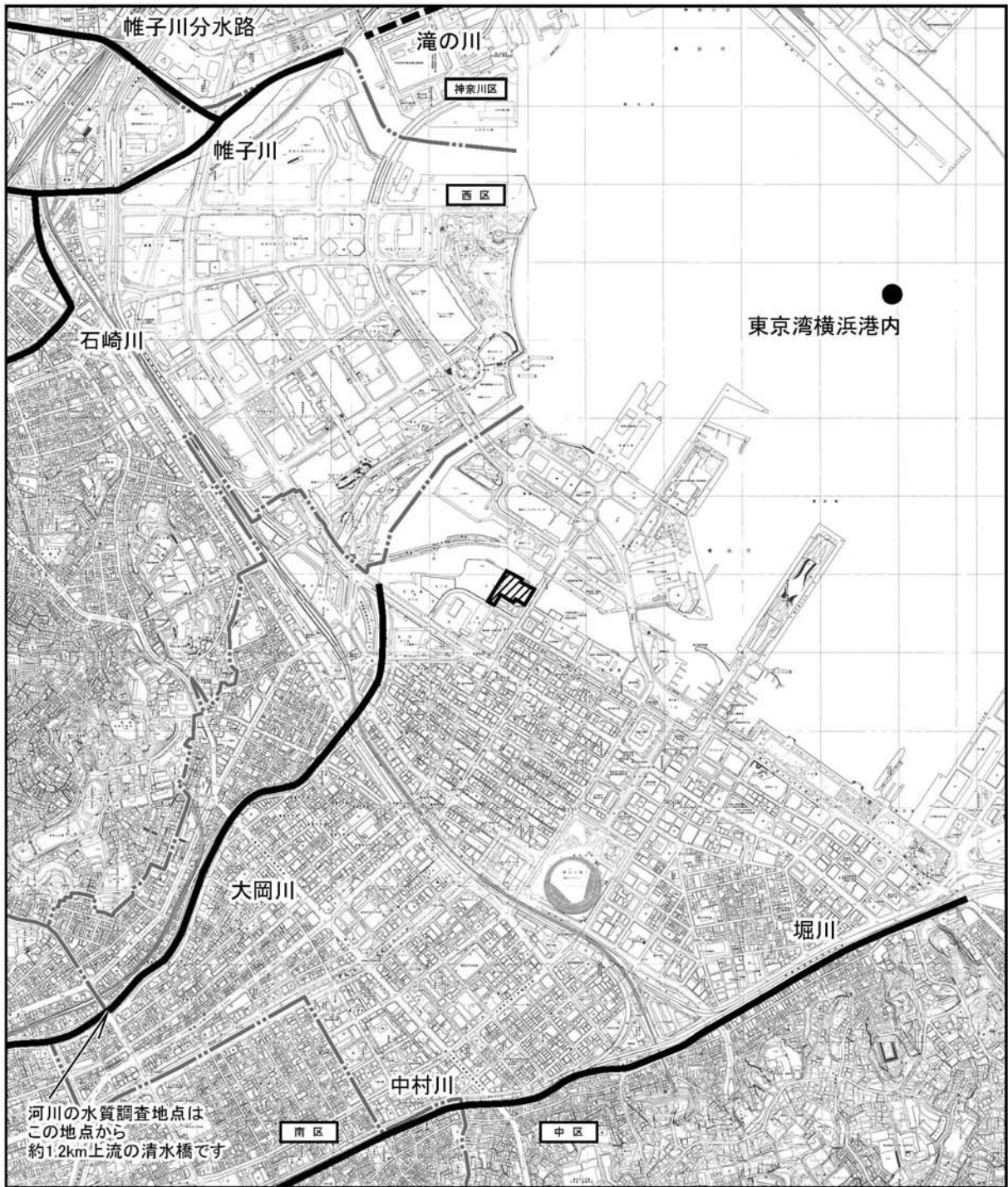
注 1) 東京湾横浜港内の環境基準は、水素イオン濃度指数、化学的酸素要求量、溶存酸素は C 類型、全磷、全窒素は IV 類型です。

注 2) 各項目の結果は平均値を示します。COD については年間 75% 値を記載しました。COD は、75% 値が環境基準以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。

注 3) 全窒素及び全磷は上層水質の結果を示します。全窒素及び全磷については、上層水質の年平均値が環境基準以下の場合に、環境基準適合していると評価します。

注 4) 環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合

資料：「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（神奈川県、各年度）

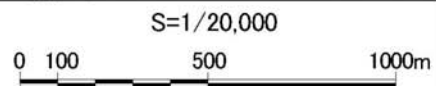


凡例

-  対象事業実施区域
-  二級河川
-  準用河川
-  公共用水域水質調査地点

資料:「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ、平成27年10月調べ)

図3.2-22 公共用水域水質調査地点位置図



この地図の作成に当たっては、横浜市発行の1/2500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

4)騒音の状況

横浜市における平成 25 年度の道路交通騒音測定地点は図 3.2-23 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の測定地点は、一般国道 16 号沿道の 2 地点です。各測定地点の測定結果は、表 3.2-26 に示すとおりです。

道路交通騒音（等価騒音レベル）は、昼間は全地点で環境基準を下回っていますが、夜間は環境基準を上回っています。

なお、調査区域内の騒音の主な発生源としては、高速神奈川 1 号横羽線、一般国道 133 号、市道万国橋通 7006 号線、市道新港 7 号線などを走行する自動車、行楽施設の稼働などがあげられます。

表 3.2-26 道路交通騒音の状況（平成 25 年度）

道路名	測定場所	用途地域	区分	特例適用 ※1	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB) ※2	
					昼間	夜間
一般 国道 16 号	西区桜木町 5 丁目	商業	C 類型	○	68	66
	中区曙町二丁目	商業	C 類型	○	69	69

※1：「幹線交通を担う道路」に近接する地域は、特例適用として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されています。この場合の環境基準は以下のとおりです。

・幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）：昼間 70dB、夜間 65dB

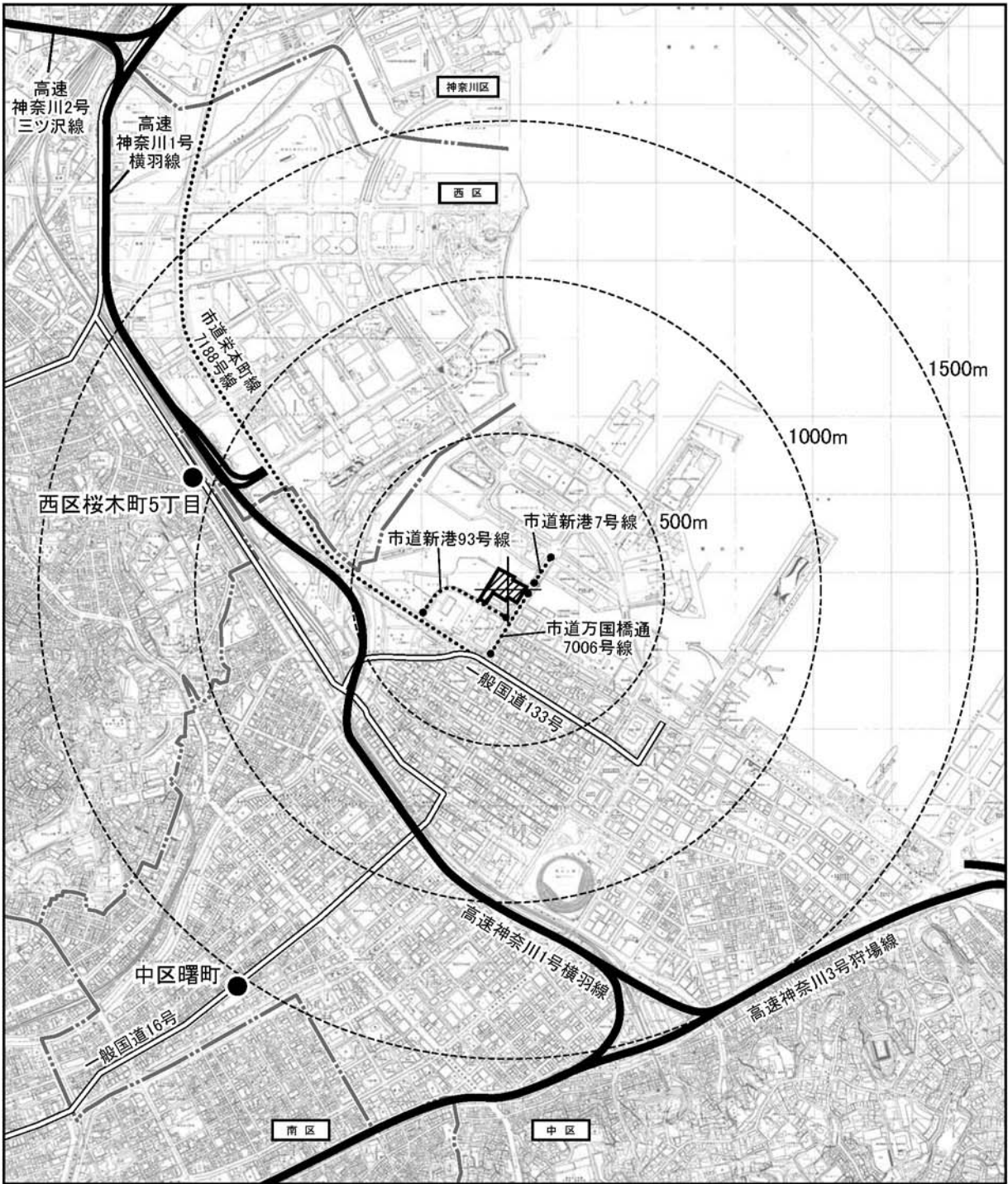
※2： L_{Aeq} （等価騒音レベル）：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料：「平成 25 年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書-道路・新貨物線・新幹線・航空機-」（横浜市環境創造局、平成 27 年 10 月調べ）

5)振動の状況

調査区域内には横浜市における振動測定は行われていません。

調査区域内の振動の主な発生源としては高速神奈川 1 号横羽線、一般国道 133 号、市道万国橋通 7006 号線、市道新港 7 号線などを走行する自動車などがあげられます。



凡例



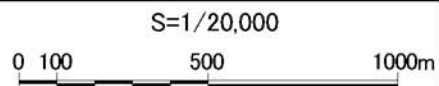
対象事業実施区域



道路交通騒音測定地点

資料:「平成25年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書―道路・新貨物線・新幹線・航空機―」
(横浜市環境創造局、平成27年4月)

図3.2-23 道路交通騒音測定地点図



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

6) 土壌汚染の状況

調査区域における、平成 27 年 10 月現在の土壌汚染対策法に基づき指定された汚染された土地の区域は図 3.2-24 に示すとおりです。また、調査区域内における指定状況は表 3.2-27 に示すとおりです。

調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更時要届出区域が 4 箇所あります。詳細は、資料編「2. 調査区域内の形質変更時要届出区域」に示すとおりです。

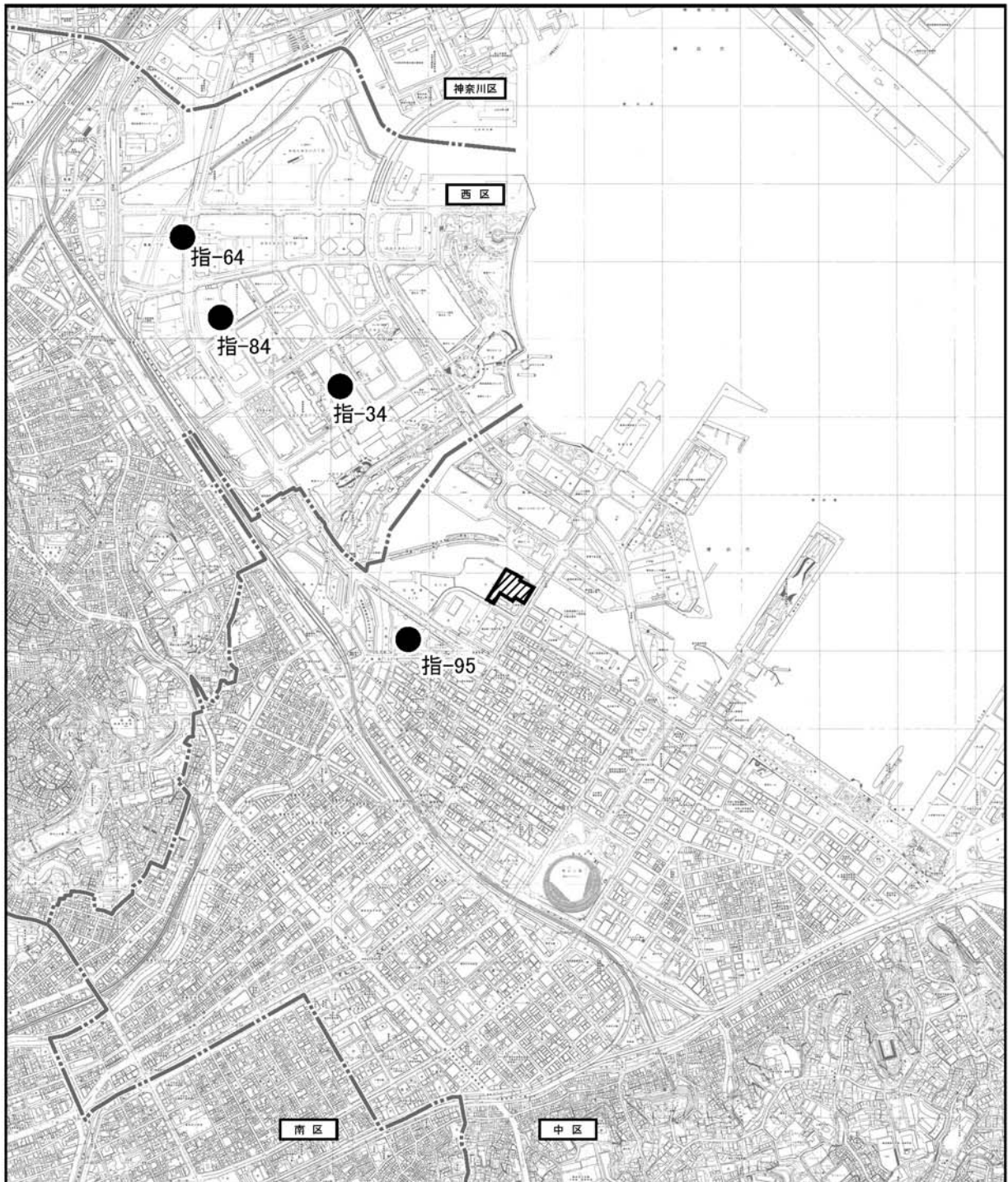
対象事業実施区域はその昔は海であり、1882 年から 1906 年にかけて埋立・整地されました。その後、対象事業実施区域を含む一帯は業務・商業地域として市街化が進んでいます。土壌を汚染させる土地の利用の実態は不明ですが、対象事業実施区域内の整地時の記録には、対象事業実施区域内の一部において鉛や砒素による汚染土壌が確認され、深度の深い部分の砒素を除いて対策が実施されたという記録があります。なお、地下水への汚染が生じている報告はありませんでした。

表 3.2-27 調査区域内の形質変更時要届出区域の指定概要

指定番号	所在地（地番）	指定年月日	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	土地の形質の変更の実施状況	
					土壌搬出の有無	汚染土壌の処理方法
指-95	中区本町 6 丁目 61 番 1、63 番及び 67 番 1 の各一部	H27.7.24	896.88	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	-	-
指-84	西区みなとみらい 四丁目 4-11 の一部	H26.11.14	26	ふっ素及びその化合物	-	-
指-64	西区高島一丁目 2-52 の一部	H25.3.15	約 19	ふっ素及びその化合物	-	-
指-34	西区みなとみらい 三丁目 5-1 の一部	H23.4.25	2,126.2	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	有	浄化

資料：「横浜市内の形質変更時要届出区域について」

（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、平成 27 年 10 月調べ）

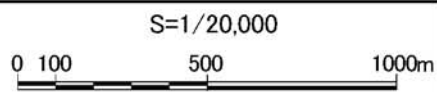


凡例

- 対象事業実施区域
- 形質変更時要届出区域の指定を受けている土地の位置

注) 図中のNo.は表3.2-27に対応します。
 資料: 「横浜市内の形質変更時要届出区域について」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、平成27年10月調べ)

図3.2-24 土壌汚染対策法に基づき横浜市により
 形質変更時要届出区域の指定を
 受けている土地の分布図



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

7)悪臭の状況

対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。

8)地盤沈下の状況

調査対象地域における区別地盤沈下状況は表 3.2-28、対象事業実施区域のある中区及び隣接する西区の地盤沈下の経年変化は表 3.2-29(1)～(2)に示すとおりです。

平成 26 年度における中区の沈下点数は 17 地点で、沈下量は 10mm 未満となっています。

表 3.2-28 区別地盤沈下状況（平成 26 年度）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量(mm)			
			10 未満	10～19	20～29	30 以上
横浜市	333	283	283	-	-	-
中区	19	17	17	-	-	-
神奈川区	27	25	25	-	-	-
西区	7	3	3	-	-	-
南区	9	6	6	-	-	-

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、平成 27 年 10 月調べ）

表 3.2-29(1) 中区の地盤沈下の経年変化

観測基準：各年 1 月 1 日

整理年度	水準点数	沈下点数	沈下量(mm)					前年比 最大変動量 (mm)
			10 未満	10～19	20～29	30～39	40 以上	
平成 22 年度	21	1	1	-	-	-	-	-1.9
平成 23 年度	21	18	-	-	-	12	6	-50.5
平成 24 年度	18	5	5	-	-	-	-	-3.2
平成 25 年度	19	18	18	-	-	-	-	-6.6
平成 26 年度	19	17	17	-	-	-	-	-2.1

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、平成 27 年 10 月調べ）

表 3.2-29(2) 西区の地盤沈下の経年変化

観測基準：各年 1 月 1 日

整理年度	水準点数	沈下点数	沈下量(mm)					前年比 最大変動量 (mm)
			10 未満	10～19	20～29	30～39	40 以上	
平成 22 年度	8	6	6	-	-	-	-	-1.4
平成 23 年度	8	7	-	-	-	4	3	-47.0
平成 24 年度	8	5	5	-	-	-	-	-1.3
平成 25 年度	7	7	7	-	-	-	-	-2.8
平成 26 年度	7	3	3	-	-	-	-	-1.1

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、平成 27 年 10 月調べ）

3.2.11 災害の状況

1)災害による被害の発生状況

調査対象地域における平成 26 年の災害による被害の発生状況は、表 3.2-30 に示すとおりです。

横浜市内で最も被害が多い項目は、住宅被害では床下浸水で 189 件、非住宅被害では浸水で 90 件となっています。

対象事業実施区域のある中区における被害総数は 38 件となっています。

表 3.2-30 災害による被害の発生状況件数（平成 26 年）

被害分類	人的被害				住宅被害						非住宅被害										その他の被害									
	死 者	行 方 不 明 者	負傷者		全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公共建物					その他					畑 の 流 出 ・ 陥 没	文 教 施 設 (学 校 な ど)	道 路	河 川	が け 崩 れ	鉄 道 普 通	ガ ス	ブ ロ ッ ク 塀 等	そ の 他	
			重 傷	軽 傷							全 壊	半 壊	一 部 破 損	浸 水	そ の 他 浸 水	全 壊	半 壊	一 部 破 損	浸 水	そ の 他 浸 水										
	人				棟										ha	件	箇所	戸	箇所											
横浜市	2	0	0	26	1	0	1	40	52	189	0	0	2	1	0	3	3	6	90	4	1	2	92	3	123	1	1	13	330	
中区	1	0	0	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	1	22	
神奈川区	0	0	0	4	0	0	0	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	0	0	1	21	
西区	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	5	
南区	0	0	0	1	0	0	0	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	18	

資料：「平成 26 年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、平成 27 年 2 月）

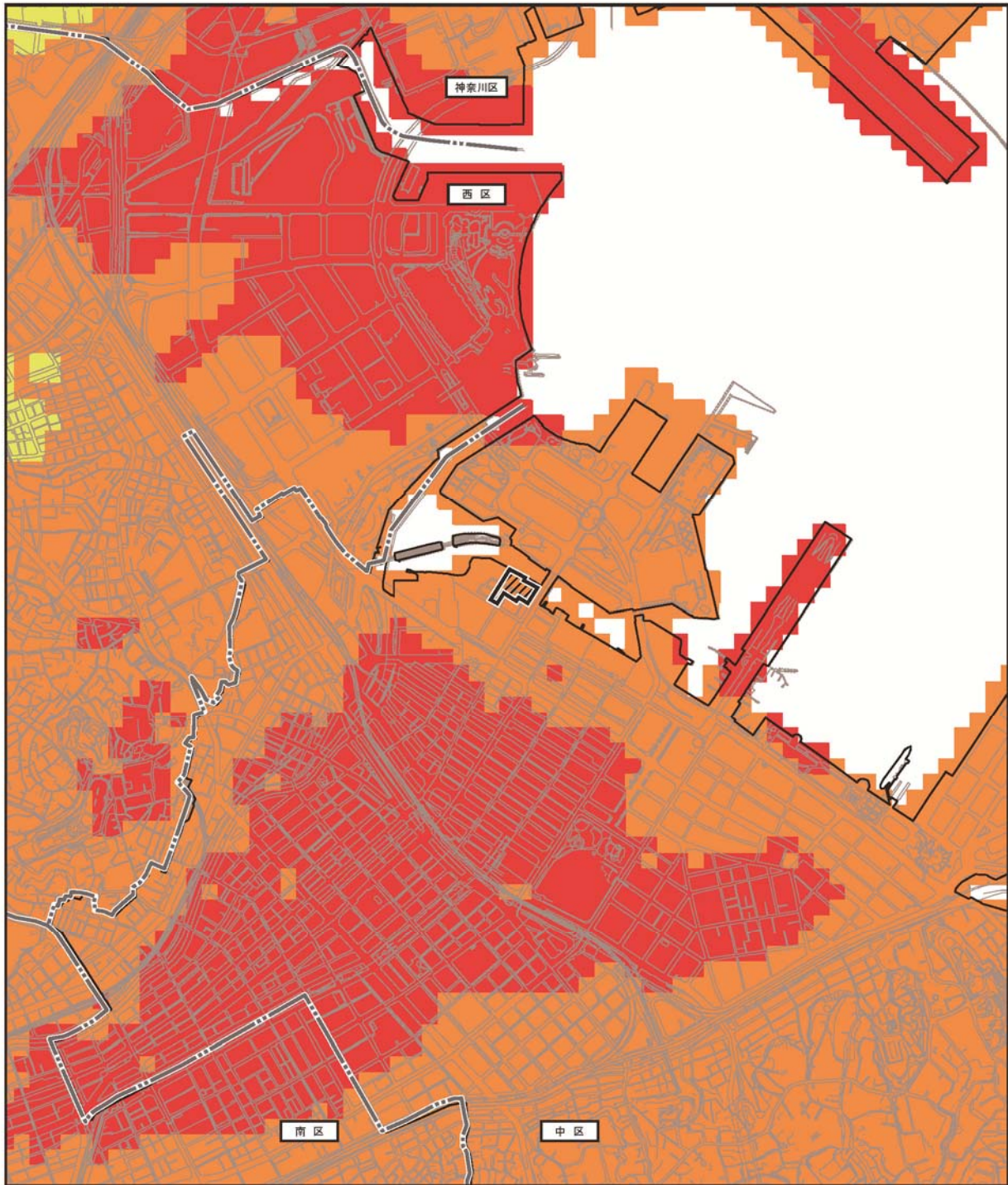
2)地震マップ

対象事業実施区域の周辺地域において、地震発生時に想定される震度は図 3.2-25(1)～(3)に示すとおりです。






「地震マップ」は、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震について、市内各地の揺れを予測して地図にまとめたものです。最新の地震マップは「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）で公表されており、ここでは元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を想定地震としています。

対象事業実施区域の周辺地域では、元禄型関東地震で震度 6 強～7、東京湾北部地震で震度 6 弱～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～5 強の揺れが想定されており、対象事業実施区域においては、元禄型関東地震で震度 6 強、東京湾北部地震で震度 6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱が想定されています。

また、「全国地震動予測地図 2014 年版」（地震調査研究推進本部地震調査委員会、平成 26 年 12 月）によると、横浜市は、今後 30 年以内に 70%以上の確率で震度 6 弱以上の揺れに見舞われる可能性があるとして公表されています。



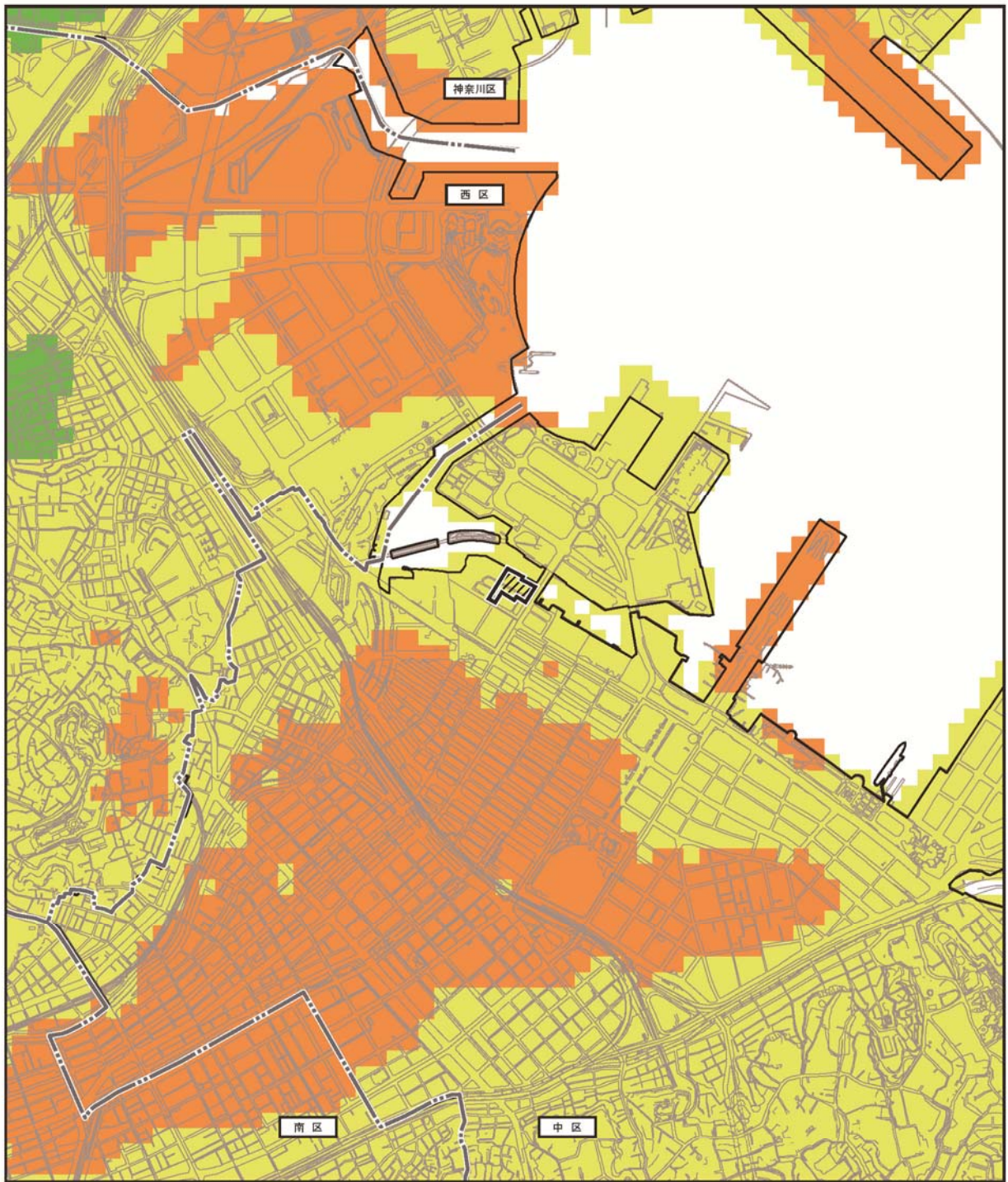
凡 例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  震度7 |
| |  震度6強 |
| |  震度6弱 |
| |  震度5強 |




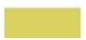

資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-25(1) 地震マップ (元禄型関東地震)



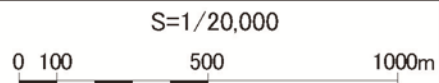


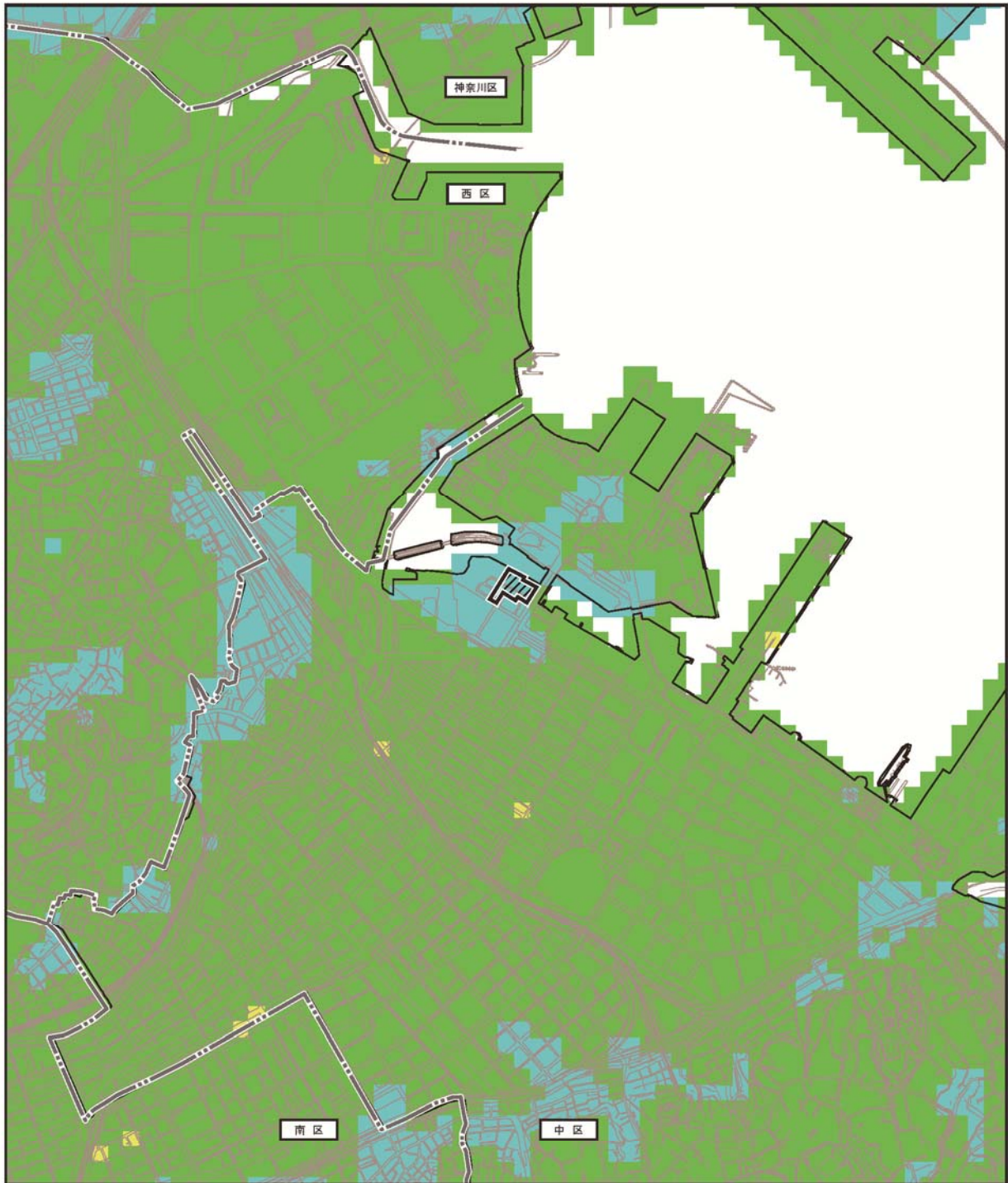
凡例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  震度7 |
| |  震度6強 |
| |  震度6弱 |
| |  震度5強 |





資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-25(2) 地震マップ (東京湾北部地震)



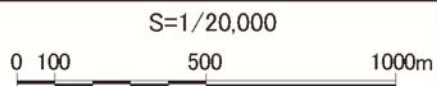


凡 例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  震度6弱 |
| |  震度5強 |
| |  震度5弱 |

資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-25(3) 地震マップ (南海トラフ巨大地震)



3)急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域の周辺地域における急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-26 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、傾斜角度が30度以上かつ高さが5m以上、並びに急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が5戸以上である（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある）場合に神奈川県が指定する区域です。

対象事業実施区域内及び周辺地域に急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません（平成27年10月調べ）。

4)土砂災害警戒区域

対象事業実施区域の周辺地域における土砂災害警戒区域は図 3.2-27 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として神奈川県が指定する区域です。

対象事業実施区域内及び周辺地域に土砂災害警戒区域の指定はありません（平成27年10月調べ）。

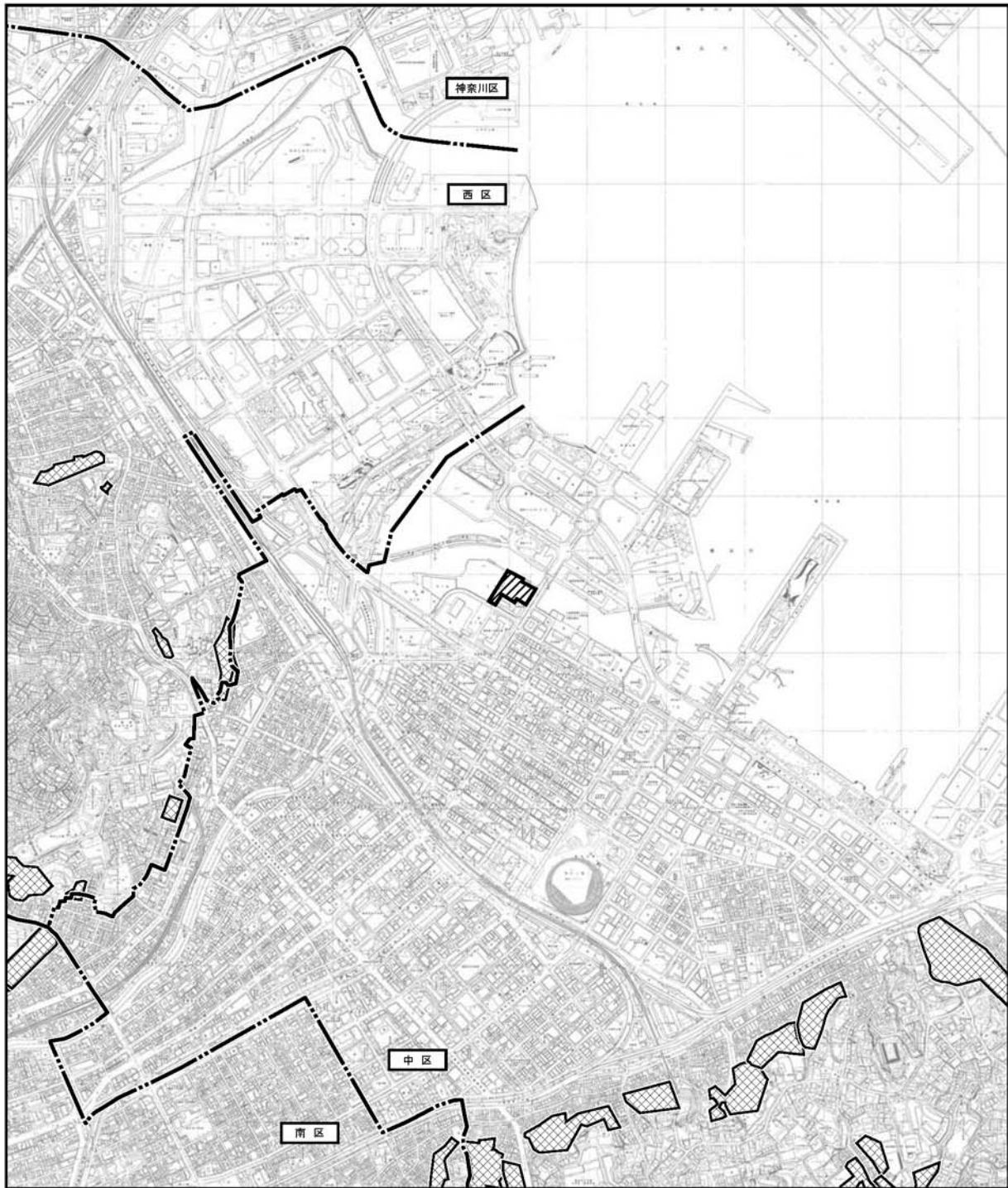
5)浸水のおそれのある区域

対象事業実施区域の周辺地域における浸水のおそれのある区域は図 3.2-28 に示すとおりです。



帷子川水系河川の「洪水ハザードマップ」※（横浜市、平成19年6月）及び大岡川水系河川の「洪水ハザードマップ」（横浜市、平成20年4月）によると、対象事業実施区域を含めた周辺区域は、「浸水のおそれのある区域」に属しています。

さらに、神奈川県においては、平成23年3月の東日本大震災を受け、12の想定地震に対して津波の浸水が予測される区域を示した「津波浸水予測図」も作成されています。各津波浸水予測図は資料編「3. 津波浸水予測図」に示すとおりです。

※「洪水ハザードマップ」は、「神奈川県新アボイドマップ」（神奈川県、平成7年3月）、「横浜市環境創造局 浸水（洪水・帯水）・高潮警戒区域図」（平成16年3月現在）、「過去に浸水があり、今後、注意が必要となる箇所」等に基づき、地形的にみて浸水のおそれのある区域や過去に浸水があった箇所を考慮して横浜市が設定した区域です。

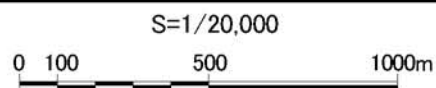


凡例

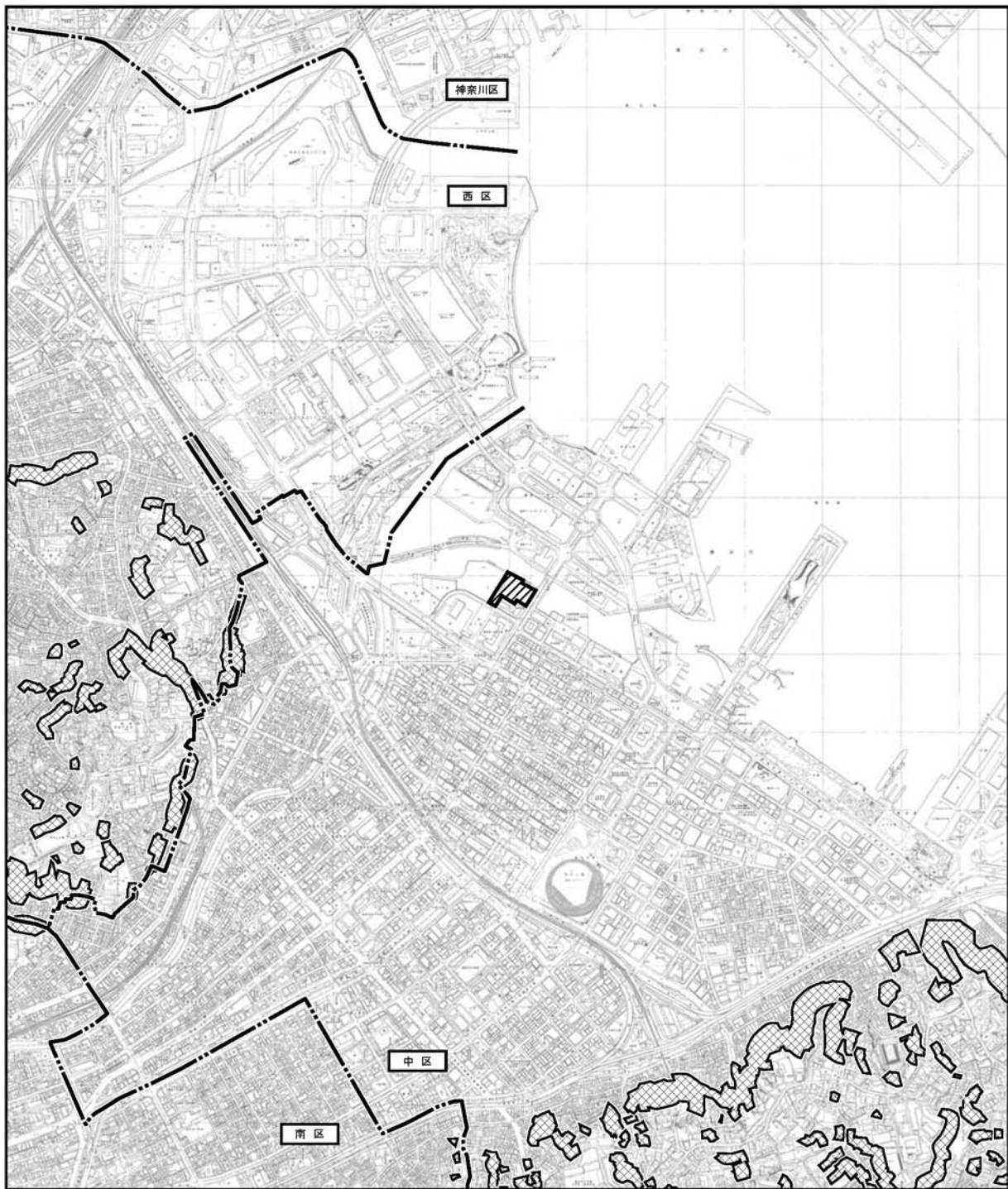
-  対象事業実施区域
-  急傾斜地崩壊危険区域

資料:「神奈川区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成24年3月)
 「西区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成22年1月)



図3.2-26 急傾斜地崩壊危険区域



この地図の作成に当たっては、横浜市発行の1/2500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

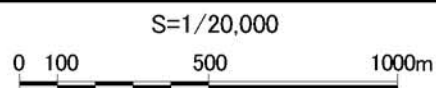


凡例

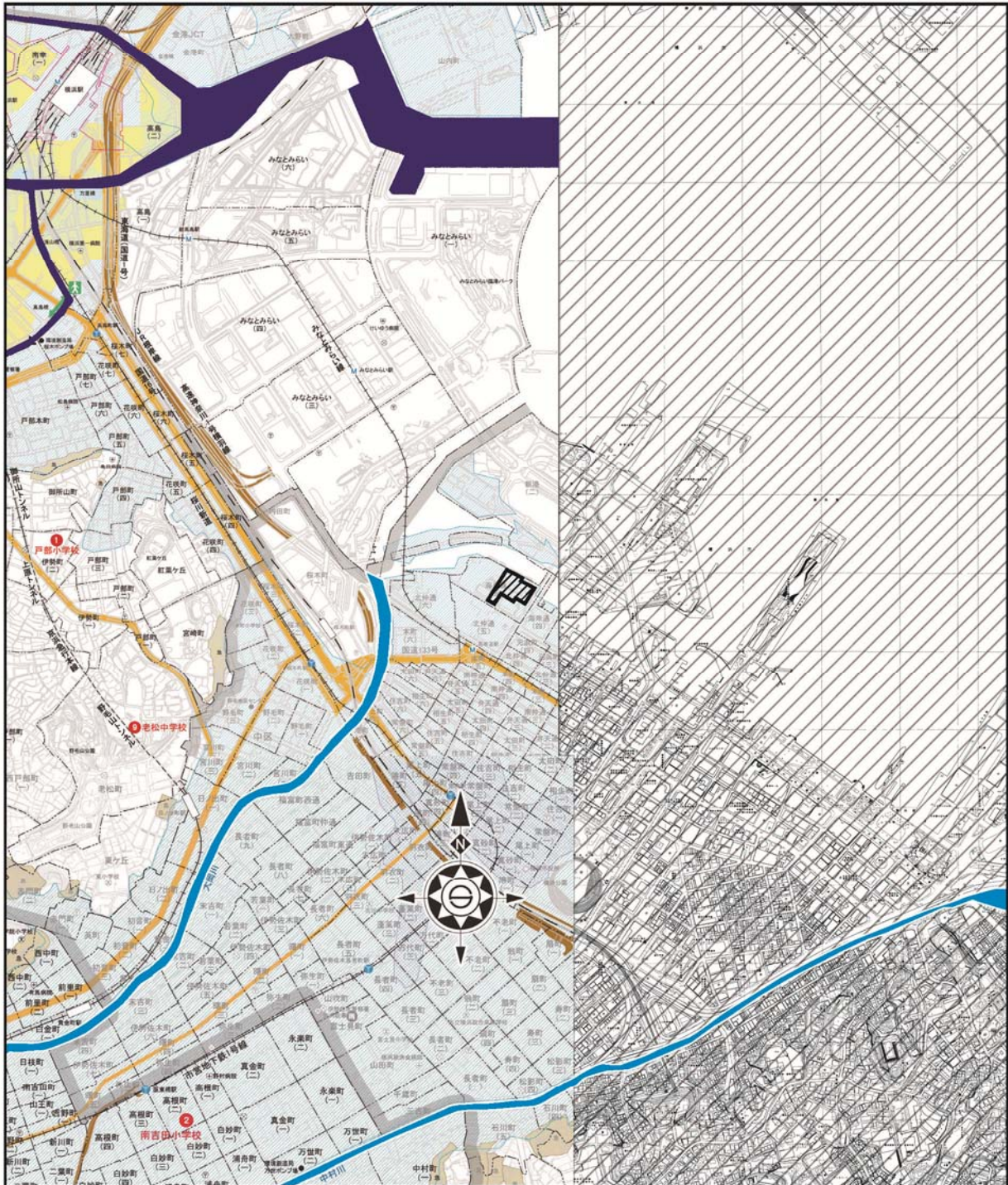
-  対象事業実施区域
-  土砂災害警戒区域

資料:「神奈川区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成24年3月)
 「西区土砂災害ハザードマップ」(横浜市、平成22年1月)




図3.2-27 土砂災害警戒区域



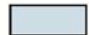



この地図の作成に当たっては、横浜市発行の1/2500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)



凡例

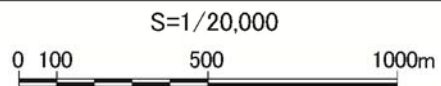
-  対象事業実施区域
-  帷子川水系
-  大岡川水系

(浸水想定区域)

-  1.0m以上2.0m未満
-  0.5m以上1.0m未満
-  0.5m未満
-  浸水のおそれのある区域

資料:「西区洪水ハザードマップ」(横浜市、平成19年6月)
 「南区洪水ハザードマップ」(横浜市、平成20年4月)
 ※上記資料の網掛け部についての浸水想定区域の情報は示されていない。

図3.2-28 浸水の恐れのある区域



この地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500地形図を使用しています。(横浜市地形図複製承認番号 平27建都計第9103号)

6)液状化の可能性が高いと想定される地域

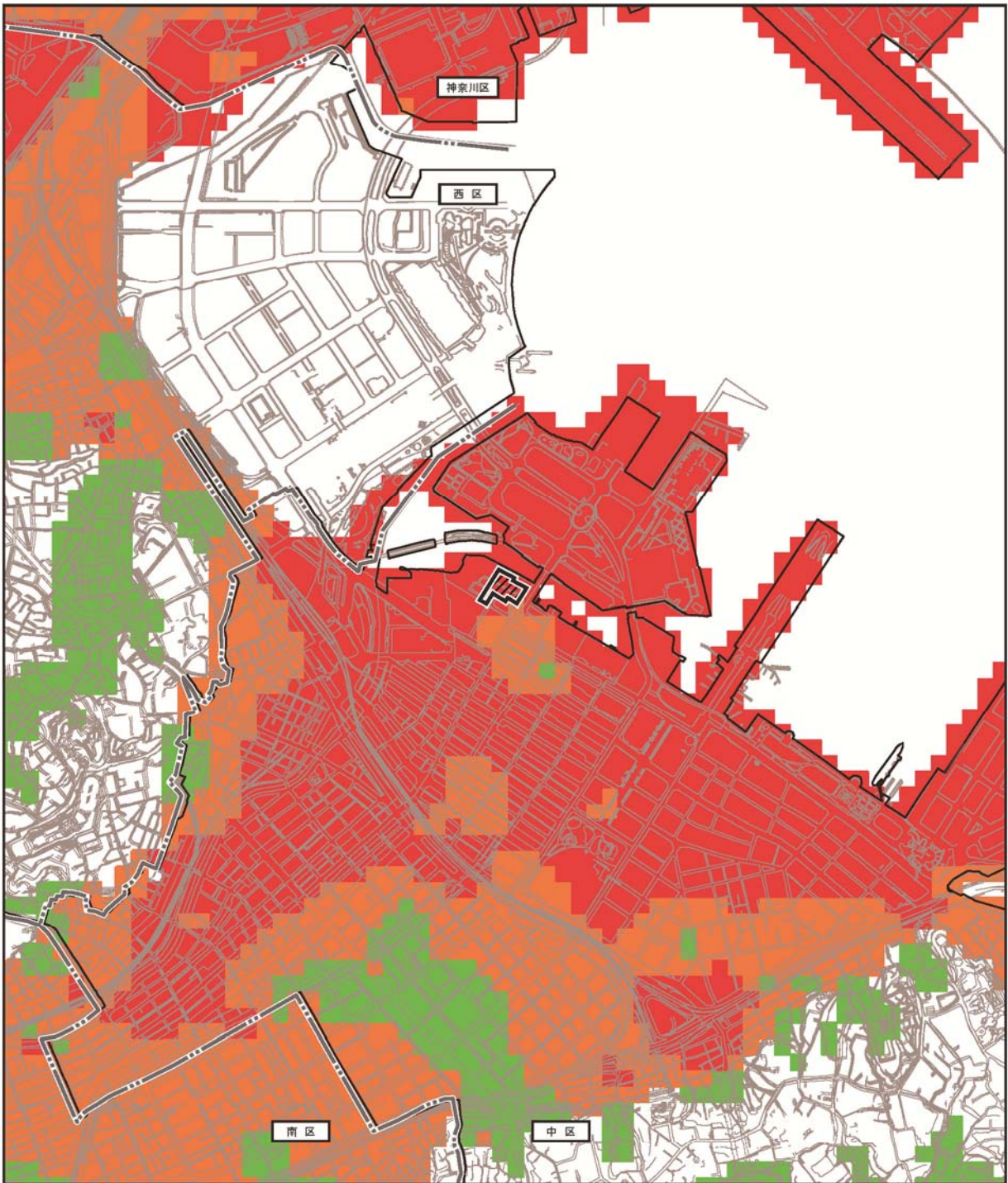
対象事業実施区域の周辺地域における液状化の可能性が高いと想定される地域は図3.2-29(1)～(3)に示すとおりです。

「液状化の可能性が高いと想定される地域」は、その地点での液状化の危険度を示すPL値($F_L - P_L$ 法(道路橋示方書・同解説V耐震設計編(平成8年12月))による)を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。

「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の3地震を被害想定の対象としています。

対象事業実施区域の周辺地域では、元禄型関東地震と東京湾北部地震でほとんどが「液状化する可能性がある」～「液状化危険度が高い」が想定されていますが、南海トラフ巨大地震では「液状化危険度は低い」と想定される区域が目立っています。

対象事業実施区域においては、元禄型関東地震で「液状化危険度が高い」、東京湾北部地震で「液状化する可能性がある」～「液状化危険度が高い」、南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」が想定されています。

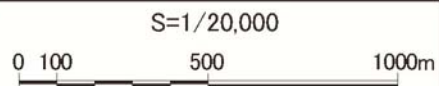


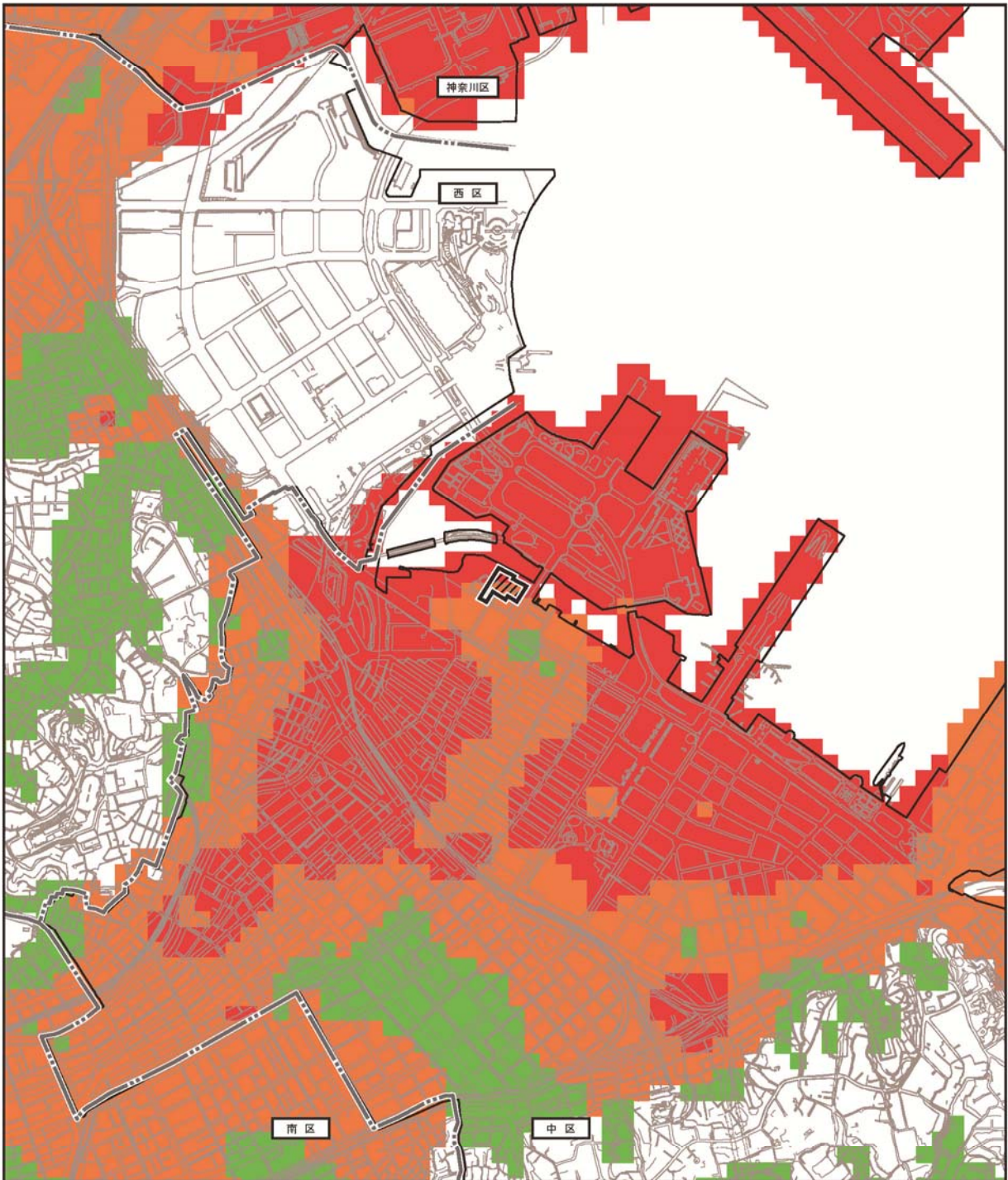
凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  液状化危険度が高い：15<PL |
| |  液状化する可能性がある：5<PL≤15 |
| |  液状化危険度は低い：0<PL≤5 |
| |  液状化危険度はかなり低い：PL=0 |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-29(1) 液状化の恐れのある地域
(元禄型関東地震)



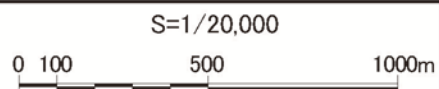


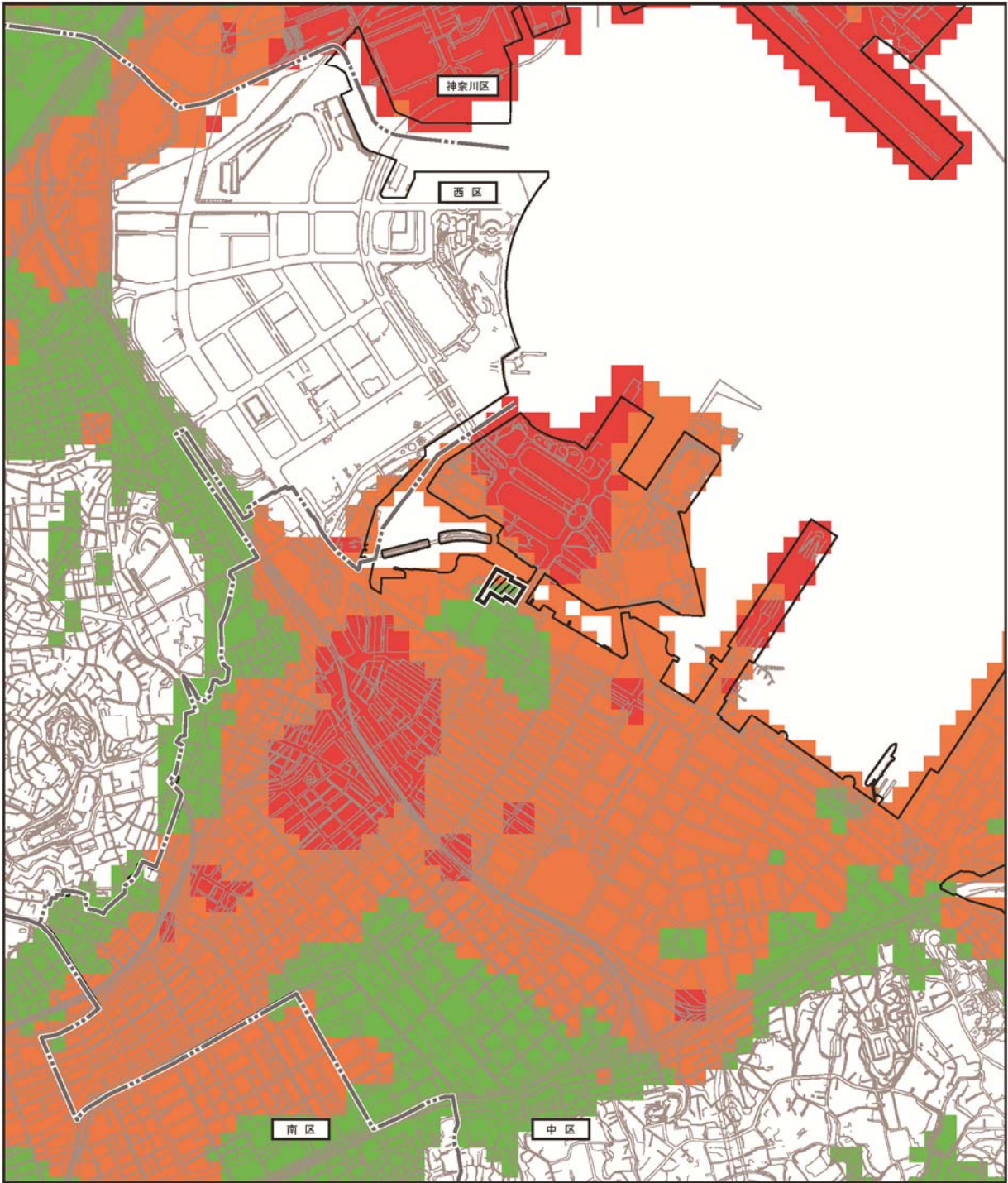
凡例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  液状化危険度が高い：15<PL |
| |  液状化する可能性がある：5<PL≤15 |
| |  液状化危険度は低い：0<PL≤5 |
| |  液状化危険度はかなり低い：PL=0 |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-29(2) 液状化の恐れのある地域
(東京湾北部地震)



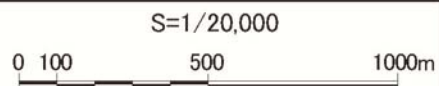


凡 例

- | | |
|---|--|
|  対象事業実施区域 |  液状化危険度が高い：15<PL |
|  液状化する可能性がある：5<PL≤15 |  液状化危険度は低い：0<PL≤5 |
|  液状化危険度はかなり低い：PL=0 | |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成24年10月)

図3.2-29(3) 液状化の恐れのある地域
(南海トラフ巨大地震)



3.2.12 廃棄物の状況

横浜市におけるごみと資源の総量の状況は、表 3.2-31 に示すとおりです。

平成 26 年度のごみと資源の総量は約 123 万 8 千トンで、基準年度^{注)}である平成 21 年度と比較して、約 3 万 8 千トンの削減(約-3%) となっています。

このうち、家庭系のごみ、資源化(集団回収含む)の総量については約 88 万 7 千トンであり、約 4 万 6 千トンの削減(約-4.9%)、事業系のごみ、資源化の総量については約 35 万 1 千トンであり、約 8 千トンの増加(約+2.3%) となっています。

表 3.2-31 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
ごみと資源の総量			1,261,691	1,281,602	1,274,815	1,255,504	1,237,516	
処理内訳	ごみ量	家庭系	焼却	600,352	611,344	602,903	589,082	587,386
			埋立	2,527	2,551	2,697	2,810	2,510
			小計	602,879	613,895	605,600	591,892	589,895
		事業系	焼却	306,529	307,247	309,362	305,360	301,203
			埋立	5,123	4,869	4,210	4,165	5,064
			小計	311,652	312,116	313,572	309,526	306,267
	計			914,531	926,011	919,172	901,418	896,162
	資源化量	家庭系	缶	10,489	10,237	9,826	9,654	9,280
			びん	21,973	22,169	22,001	22,337	22,107
			ペットボトル	12,421	12,649	12,270	12,064	11,354
			小さな金属類	5,384	5,508	5,318	5,163	4,970
			プラスチック製容器包装	48,958	48,173	48,078	48,079	47,864
			スプレー缶	588	552	634	627	676
			古紙	17,478	12,502	7,366	2,687	1,588
			古布	2,551	1,967	1,296	791	614
			蛍光灯・電球	206	197	189	201	175
			乾電池	435	480	464	485	430
			粗大金属	6,657	6,752	6,366	6,464	6,115
			ガラス残さ	5,435	5,357	5,222	5,224	5,049
			小型家電	—	—	—	4	10
その他 ^{※1}			99	74	51	—	—	
小計			132,675	126,616	119,082	113,779	110,232	
資源集団回収			185,791	189,534	193,178	194,336	186,762	
事業系 ^{※2}	せん定枝	20,489	31,099	34,105	36,293	36,215		
	生ごみ	8,205	8,341	9,278	9,677	8,145		
	小計	28,694	39,440	43,382	45,970	4,360		
計			347,160	355,591	355,643	354,086	341,354	
処理内訳	ごみ量	焼却	906,882	918,591	912,265	894,442	888,588	
		直接埋立	7,649	7,420	6,907	6,976	7,574	
		計	914,531	926,011	919,172	901,418	896,162	
資源化量			347,160	355,591	355,643	354,086	341,354	
焼却残さ	埋立		130,392	131,403	132,696	128,547	105,034	
	資源化		—	—	—	4,007	23,737	

注) 横浜市では、「ヨコハマ 3R 夢プラン」に基づき、ごみと資源の総量を平成 37 年度までに平成 21 年度比 10%以上削減することを目指しています。

※1：生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※2：事業系の資源化量には、横浜市内から持ち込まれたものも含まれています。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「平成 27 年度 事業概要」(横浜市資源循環局総務部資源政策課、平成 27 年 9 月)

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表 3.2-32(1)～(4)に示すとおりです。

適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は遵守します。

表 3.2-32(1) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係
環境一般	環境基本法	○
	神奈川県環境基本条例	—
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
	環境影響評価法	—
	神奈川県環境影響評価条例	—
	横浜市環境影響評価条例	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	—
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
大気汚染	大気汚染防止法	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	—
水質汚濁	水質汚濁防止法	—
	神奈川県洗剤対策推進方針	○
	下水道法	○
	横浜市下水道条例	○
土壌汚染	土壌汚染対策法	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
騒音	騒音規制法	○
振動	振動規制法	○
地盤沈下	工業用水法	—
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
悪臭	悪臭防止法	○
日照阻害	建築基準法	○
	横浜市建築基準条例	○
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	○
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○

表 3.2-32(2) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係
公害防止	循環型社会形成推進基本法	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	—
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
	アスベスト除去工事に関する指導指針	—
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
	神奈川県分別収集促進計画	○
	横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○
	第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法
有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○
環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○
	エコツーリズム推進法	—
	横浜市環境管理計画	○
	「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン	—
	横浜グリーンバレー構想	—
自然環境保全	生物多様性基本法	○
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○
	自然環境保全条例（神奈川県）	—
	神奈川みどり計画	○
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
	横浜市水と緑の基本計画	○
	横浜市環境エコアップマスタープラン	○
	横浜市生物多様性保全再生指針	○
	生物多様性横浜行動計画（ヨコハマ b プラン）	○
	緑の環境をつくり育てる条例	○
	横浜市みどりアップ計画（新規・拡充施策）	○
	緑化地域制度	○
	横浜自然観察の森条例	—
横浜つながりの森構想	—	

表 3.2-32(3) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
自然環境保全	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	—
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	—
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
	風致地区	都市計画法	—
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	—
	特別緑地保全地区	都市緑地法	—
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
	自然再生	自然再生推進法	—
かながわ水源環境保全・再生施策大綱		—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		化学物質の適正な管理に関する指針	—
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		—	

表 3.2-32(4) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係
地球環境保全	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
	エネルギー政策基本法	○
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	○
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○
	バイオマス活用推進基本法	—
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	○
	フロン類の排出抑制に関する配慮指針	○
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
	神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	神奈川県バイオマス利活用計画	—
	横浜市エネルギーアクションプラン	○
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
	横浜市地域冷暖房推進指針地域冷暖房推進指針実施細目	○
景観	景観法	○
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
	屋外広告物法	○
	神奈川県屋外広告物条例	—
	横浜市屋外広告物条例	○
	神奈川県景観条例	○
	神奈川景観づくり基本方針	○
	横浜市景観計画	○
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
	横浜市景観ビジョン	○
	関内地区都市景観形成ガイドライン	○
その他	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○
	地区計画・建築協定	○
	街づくり協議地区制度	○
	横浜都市交通計画	—
	土地区画整理法	—
	横浜市駐車場条例	○
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	○
文化財	文化財保護法	—
	神奈川県文化財保護条例	—
	横浜市文化財保護条例	—
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	○
	横浜市環境教育基本方針	—
	横浜市環境と地域経済の融合推進方針	○
	光害対策ガイドライン	○

3.3 調査対象地域等の地域特性

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 3.3-1(1)～(2)に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は、1882 年から 1906 年にかけて埋立・整地されており、現在は市街化が進んでいます。対象事業実施区域及びその周辺の平坦地は、主として商業地域に指定されています。

対象事業実施区域周辺の道路網としては、南西側に一般国道 133 号や市道栄本町線 7188 号線、対象事業実施区域に南東部に隣接して市道万国橋通 7006 号線が通っていません。市道万国橋通 7006 号線は、対象事業実施区域への主なアクセス道路になります。

また、鉄道網としては、対象事業実施区域の南側約 200mにみなとみらい線馬車道駅、西側約 500mに JR 桜木町駅が位置します。

平成 16 年 5 月に横浜市により策定された「北仲通北地区地区計画」（平成 19 年 10 月及び平成 25 年 10 月に変更。「北仲通北再開発等促進地区地区計画」に改称されています。）では、土地の高度利用、都心地区にふさわしい複合的な都市機能の集積、文化芸術を中心とした新たな創造都市づくり、安全で快適な歩行者空間の整備と歩行者ネットワークの強化、歴史的建造物等の保全活用などによる魅力ある都市景観・環境の形成、耐震性と防災性に優れた建築物の誘導といった地区計画の目標が掲げられ、その実現に向けた事業検討が 8 区分（A-1～A-4 地区、B-1～B-3 地区、C 地区）された地区ごとに段階的に進められています。

また、北仲通地区は、都心臨海部の更なる国際競争力の強化を図る事を目的に、平成 24 年 1 月に「横浜都心・臨海地域」の一部として、政令による「特定都市再生緊急整備地域」に指定されました。また、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」（横浜市、平成 27 年 2 月）では、北仲通地区が属する関内・関外地区を含む 5 地区に対し、「みなと交流軸」の形成と「地区の結節点における連携強化」を重点項目として、都心臨海部 5 地区の一体的なまちづくりにより、港とともに発展する横浜ならではの都心形成を目指すとされています。

表 3.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手)における平成26年の平均気温は16.2℃、相対湿度66%(年平均)、降水総量1,860.0mm、平均風速3.6m/s、最多風向は北となっています。
地形、地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域は旧水面上の埋立地に位置し、周辺地域は埋立地あるいは砂堆・砂州となっています。 対象事業実施区域はその昔は海であり、1882年から1906年にかけて埋立・整地されました。 対象事業実施区域の位置する場所の地質は、埋土となっています。 対象事業実施区域には、層厚0~5m程度の軟弱地盤が存在するとされています。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域西側に二級河川の大岡川の河口があります。 対象事業実施区域の南方には、二級河川の大岡川の支流である中村川、堀川が横浜港に向かって流れています。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺に、貴重な植物種や群落の報告はありません。 対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物は、市街地に適応した種が中心と考えられます。 対象事業実施区域及びその周辺に農地はありません。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域のある中区では、総人口が147,489人、一世帯あたりの人員が1.91人、人口密度が7,074人/km²で、中区の隣接区である西区、神奈川区、南区と比べると、人口密度が比較的少ない区となっています。 人口、世帯数ともにほぼ横ばいの傾向がみられます。 対象事業実施区域のある中区では、事業所数や従業員数が最も多いのは、卸売業、小売業となっています。
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域のある中区は、都市計画区域20.8km²の全てが市街化区域となっており、用途地域は住居系が約7.3km²、商業系が7.4km²、工業系が6.1km²となっています。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の南東部は市道万国橋通7006号線に接しています。また、南東側には、一般国道133号及び市道栄本町線7188号線が通っています。 対象事業実施区域の周辺では、横浜市営バスのほか、相鉄バス・京急バスといった民営バスが運行しています。 調査区域の旅客用鉄道は、JR線、相模鉄道線、京浜急行電鉄線、東京急行電鉄線、横浜市営地下鉄線、みなとみらい線があります。このうち、対象事業実施区域の近傍の駅は、みなとみらい線は馬車道駅、JR線では桜木町駅などがあげられます。 平成21年から平成25年において、入港船舶総数については37,047~37,706隻、総トン数については約2億6千万トン~2億8千万トンであり、概ね横ばいの推移を示しています。
公共施設等の状況	<p>対象事業実施区域の周辺の主な公共施設等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 南側にポピンズナーサリースクール馬車道、アスク馬車道保育園があります。 主な医療機関は、対象事業実施区域北西約900mにけいゆう病院があります。 主な官公庁は、対象事業実施区域の南東方向約550mに神奈川県庁、900mに中区役所があります。また、南方800mに横浜市役所があります。
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域北西側に港一号橋梁、港二号橋梁、港三号橋梁及び旧臨港線護岸といった建造物が分布しています。 対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域西方に4箇所の埋蔵文化財包蔵地(集落跡、貝塚、散布地、古墳)の記録があります。

表 3.3-1(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	<p>大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査区域における一般環境大気測定局（神奈川区総合庁舎、西区平沼小学校）及び自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）における平成 22 年度から平成 27 年度までの期間の環境基準の適合状況は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、一酸化炭素については全てが適合していました。光化学オキシダントについては全て不適合でした。 微小粒子状物質(PM2.5)は、平成 24 年度から自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）、平成 25 年 12 月から一般大気測定局（神奈川区総合庁舎）、平成 27 年 4 月から一般大気測定局（西区平沼小学校）でも測定が開始されており、神奈川区総合庁舎は平成 26 年度から、西区平沼小学校では平成 27 年度から評価対象になっています。なお、平成 27 年度における適合状況は、神奈川区総合庁舎及び西区平沼小学校は適合していますが、西区浅間下交差点は不適合でした。
	<p>水質汚濁</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、大腸菌群数を除いた項目で環境基準に適合しています。 海域における水質結果は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間において、平成 21 年度の全窒素を除いた項目で環境基準に適合しています。
	<p>騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の測定地点は、一般国道 16 号沿道の 2 地点であり、その道路交通騒音（等価騒音レベル）は、昼間は全地点で環境基準を下回っていますが、夜間は環境基準を上回っています。 調査区域内の騒音の主な発生源としては高速神奈川 1 号横羽線、一般国道 133 号、市道万国橋通 7006 号線、市道新港 7 号線などを走行する自動車、行楽施設の稼働などがあげられます。
	<p>土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更時要届出区域が 4 箇所あります。 対象事業実施区域はその昔は海であり、1882 年から 1906 年にかけて埋立・整地されました。その後、対象事業実施区域を含む一帯は業務・商業地域として市街化が進んでいます。土壌を汚染させる土地の利用の実態は不明ですが、計画区域内の整地時の記録には、計画区域内の一部において鉛や砒素による汚染土壌が確認され、深度の深い部分の砒素を除いて対策が実施されたという記録があります。なお、地下水への汚染が生じている報告はありませんでした。
	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。
	<p>地盤沈下</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域のある中区における平成 26 年度の沈下点数は 17 地点で、その沈下量は 10mm 未満です。
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周辺地域において、地震発生時に想定される震度は、元禄型関東地震で震度 6 強～7、東京湾北部地震で震度 6 弱～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～5 強の揺れが想定されています。 対象事業実施区域の周辺地域には、「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」に該当する区域が分布していません。 対象事業実施区域は「浸水のおそれのある区域」に属しています。 対象事業実施区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度が高い」、東京湾北部地震で「液状化する可能性がある」～「液状化危険度が高い」、南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」が想定されています。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市における平成 26 年度のごみと資源の総量は約 123 万 8 千トンで、基準年度である平成 21 年度と比較して、約 3 万 8 千トンの削減(約-3%) となっています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事業と関連のある適用法令としては、公害防止の観点から「横浜市生活環境の保全等に関する条例」など、地球環境保全の観点から、「横浜市ヒートアイランド対策取組方針」などがあげられます。